

答申第 920 号

諮問第 1600 号

件名：特定の市教育委員会作成熱中症マニュアルの不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、「A 市教作成熱中症マニュアル」の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 9 月 13 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同月 26 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

開示に係る名称は、「A 市教作成熱中症マニュアル」とあるが、これは請求者が記載したとおりの名称である。厳密にいうと、「A 市教育委員会が作成した、熱中症マニュアル」ということである。もし、請求者の記載通りということで、文書がなかったとされたということではないということを確認したい。もしそうなら、請求者に確認がなされたと理解している。

今回の、請求文書は、命に関する取り組みの文書である、文部科学省も関連文書を通知している。当然県教育委員会としては、文書内容に誤りがあるかどうかは、確認しているはずである。請求人は、報道で知る。本来は報道がなされる前に、県教育委員会は確認しているはずである。

担当部署が（体育スポーツ課）この文書を持っていなくても、どこかの文書で持っているはずである。

以前にも、本件と同じようなことがあった。

再度同じことが起き（存在する文書が全職員に確認されない状態）としたら大変残念なことである。

もし本当に県教育委員会のどこにもなかったとしたら、命に係わるも

のであるから、これはこれで大問題である。つまり県教育委員会が、市町村の作成する生命に関する文書に関心を持っていないということである。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求事案は、A市の事件が報道されたことに始まる。その後A市教育委員会は、本件請求にある、マニュアルを作成した。

本件「熱中症」に対する予防情報サイトで、環境省、「暑さ指数」公開開始ということである。

当然のことであるが、国レベルでは、「暑さ指数」を公開ということで、常に（数値を基に）、暑さ監視と、対策を継続するということがであると理解した。

「酷暑」、対策は、A市だけのことではないということは当然のことである。

児童・生徒は、当然のことであるが、県在住の住民であり、職員は（教職員）、県費であったと認識している。県教育委員会には児童・生徒、及び働く職員に対する安全配慮義務があることは当然である。職員は、児童生徒の安全配慮に対する、（県教育委員会とともに）、責任義務等があることは確かである。A市教育委員会が何をやろうとも、A市の児童・生徒の「暑さ・酷暑」における生命、健康に関しては、A市教育委員会にすべてお任せであるということ、処分庁がそう（一切関知しない）断言したとしたら、無責任であるといわれることになる。責任放棄ということである。当然、住民等の信頼を失うことになる。

本来は、A市教育委員会がマニュアルを作成して公表前に、少なくとも、関係者としての県教育委員会に、相談等を行っていることは当たり前であるといえる。県教育委員会には、スタッフ等がいるということも理由の一つである。

児童生徒の生命と健康に関することであるので、「二度と起こさないことが償い」という強い決意があるなら、なおさらということである。実際において、酷暑ともいえる、もしくは予想を超える事態に対して、適切な判断、対応ができなかったことが、生命、健康を害することになったからである。

希望を述べるなら、A市と県、双方の教育委員会等が合同で、マニュアル作成されたらということもいえる。

もし、作成に当たって、何の相談もなく、作成後、何の、連絡もないということなら、行政の縦割りということなのか、大変残念なことである。

しかしながら、児童・生徒の生命と健康のために、いまだに、縦割りの相談なし連絡なしは、考えられないことゆえに、請求人は、再度見直しをされることを求める。処分庁が、見直し等をされた上での検証、説明等がなされたとは云いがたい。請求人が、処分の弁明には、具体的説明等がないという理由でもある。

そうすれば（見直し等されていれば）、いずれかの、県教育委員会関係者が、本件請求マニュアルを見ているか、手元に持たれていると主張する理由である。

処分庁の弁明は、こうであろうということを述べているにすぎない。もしくは、開示できない、しないとしたこと理由を述べているようであるが、開示しないと決めたからあえて開示しないとする理由を述べているに過ぎないと云わざるを得ない。最初に結論ありきではないかということである。このような対応は、違法性があることは明らかである。

処分庁は、「熱中症」対策の強化等をされていないのか、少なくとも愛知県内における、各学校の環境、条件整備について関心を持っていないのか、まさかそのようなことはないと思う。

作成報道、前後から、本件、A市教育委員会のマニュアルについて、どのような関心を持たれ、今日まで、どのように、A市教育委員会にアプローチ等をされたのか、もしくは、情報交換等をされたのか、弁明書では明らかにされていない。処分庁のこれまでの、対応等についての弁明を求める。

もし、現時点でも、収集されていないということなのかも含めて、明らかにしてもらいたい。

残念なことに、万一、収集されていないとしたら、これからでも遅くはないとはいいいくいが、収集体制をとるようにしてもらいたい。

それほど収集体制が取れていないとは、思えないので、本件、請求を認めるとの、裁決を求める。あるものは、速やかに公開することを求めるものである。

審査会審査においては、処分庁は、請求人の主張等について、具体的かつ合理的な弁明を行うことを求める。具体的な説明がなされないままの「ない」という主張は説明とはいえない。説明なき不開示は違法であるといえるからである。

今回、マニュアルの開示が、問題になっている。ないということだけで不開示ということにしたいということかもしれないが、審査請求人の審査請求書等の理由に対する、具体的説明をする義務がある。不開示という処分を下したのは処分庁であるから処分理由を明確にする理由があることは明らかであり、理由なき不開示は、違法であるからである。理由なき不開示に対しては、請求人の要求を認める裁決を求める。

再度、処分庁の、弁明書には、内部的な基本的なことは述べてあるということしかない。

しかしながら、実際に応じた、もしくは、実態に応じた具体的な説明及び弁明がなされていないということである。せめて、審査請求書にある請求人の主張に対する弁明がなされていないということについて、処分庁の弁明をみたい。

命に係わることについての情報を本当に持っていないか、（関心を含め）持っていないということは大問題であるということについて、処分庁の反論等の弁明を求める。

再度述べるが、あるかないか不明、についてのやり取りになるということでは、できる事なら、処分庁においては、マニュアルに関してのいきさつ経過に関しての具体的に、（日程を含んだ）踏み込んだ弁明を求めるものである。

再度主張する、速やかに、請求人の請求を認めるとの裁決を求める。

そして、速やかに、請求人の求めている文書が公開されることを求める。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

A 市の件ということで請求した。A 市は独自に文書を作っている。これは、A 市で事件があったからである。この事件の背景について考えると、職員も自分のそばに生徒をちょっと休ませていて、対応が遅れたと認識している。なぜその人がすぐ行かなかったのかと、そういう非難もあったのではないかと思う。

しかし、おそらく、その教師が子供に「大丈夫か」というぐらいは聞いたと思う。そしたら、子供はそこで迷惑をかけたくないという気持ちで保健室へ行くようなことにはならず何となく時間が過ぎてしまったのではないかと思う。そこで色々その対応が遅れたということになっている。それを反省して、A 市教育委員会がマニュアルを作成したという認識をしている。

これは、熱中症による対応としては愛知県の中でも初めての事例であり、初めてのマニュアル作りではなかったかと思う。

これは命に関わる文書である。それから、熱中症というのはよく起きることである。なぜよく起きるかということ、大体気候、温度が上がる度合いが大きかったり、それから涼しかったり暑かったり、それからそういう経験があまりなかったりとか、色々な流れがあるので、これは今後よく起きる可能性がある。

それから、本当の対応がいまだに明確ではない。明確でないというのは、例えば熱中症というのは暑いから起きるだけではない。温度が 20

度台でも起きると言われている。だから、熱中症が起きる条件としては、気圧と温度は相当密接である。それから、湿度も若干関係していると思う。それから、子供たちの日常生活の状況である。夜遅くまで起きていたとか、スマホを長く見ていたとか、そういうのがあると人間は相当疲れているので、熱中症にかかるのではないかとされている。日頃元気な人ほど、自分で頭の中がぼやっとしてきても、頑張ってしまうので、そういう人は逆に危ない。

体育大会で最近、高校生が複数人運ばれたというのがあった。そういうふうには、経験したことのない状態が今続いている。

そういう中で A 市でマニュアルが作られたので、これは本当は全県で、全国的に検討してもいい内容ではないかと思う。内容はどのような内容であろうとなかろうと、それは検討されるべきであって、また、この内容が間違っていれば、その内容をおかしいというふうに返してあげれば、A 市が新しいものを作るのではないかと思う。そういうこともあり、県が当然収集していると思い請求した。

学校教育は最近何か優先順位が違っており、命を守るとかけがえのない見栄えを優先するとか、そういう誤ったものが定着しており、命を優先するマニュアルが作られているかどうか、それから、公教育というのはそういうものをきちっと対応するシステムになっているかどうかというのを私は見たかった。

だから、もし、A 市が進んだものやっていて、他の自治体がそれを見なかったら、遅れた対応をするわけである。同じ公教育なのに隣同士で違うようだと、これは公教育の平等性に欠け、許されないことだと判断している。

私が請求している趣旨のもう一つとしては、県教育委員会は少なくとも、全国的とはいわずに、県内の自治体のデータバンクみたいなところではないかと思っている。よそが作っているマニュアルはとにかく、それが完成されたものであろうと不完全であらうと収集して、それをチェックし、そういうものがあれば、他の自治体が自分のところでも作りたいとなったら、そういうものを公開できる体制があつていいのではないかなと思って、そういう期待感もあり請求をしている。

ところが、多分公式には今でも A 市のものはまだ入手してないと言う気がする。なぜかという、収集しないと、一度言ってしまうと、それに非常に真面目に、そういう回答した以上はそれを踏み出さないというところがある。何らかの形で行政が入手したら、それはもう完全なる公文書扱いでいいのではないかと思う。向こうがきちっとした文書で作って愛知県に送ったとしたら、それは公文書ではないかなと思う。

最後の希望としては、この審査会が情報は集めるものは集める体制が

できているかという判断をした上で、誰もがアプローチできる体制が本
当に大丈夫かなというようなどころも見定めた判定をお願いしたい。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、A 市教育委員会が作成した熱中症の事故防止のた
めのマニュアルであると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

愛知県教育委員会事務局組織規則（昭和 39 年愛知県教育委員会規則第 9
号）第 6 条第 11 項第 1 号において、県教育委員会学習教育部保健体育ス
ポーツ課健康学習室（以下「健康学習室」という。）の事務分掌として、
「学校保健、学校安全及び学校給食に関すること」が規定されている。

本件請求対象文書は、A 市教育委員会が作成した熱中症の事故防止に関
する文書であるが、市町村立学校における熱中症の事故防止に係る事務に
ついては、「学校安全に関すること」に含まれていることから、健康学習
室において当該事務を行っている。

そして、健康学習室においては、地方教育行政の組織及び運営に関する
法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 48 条第 1 項の市町村に対する指導の一
環として、例年 5 月中旬と 7 月上旬に、文部科学省からの通知を受け、県
教育委員会の教育事務所を經由し市町村教育委員会に注意を促すなど、機
会を捉えて事故防止のための適切な措置を講ずるよう指導している。また、
環境省や独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成する熱中症の事故
防止の啓発資料を市町村教育委員会に送付すること等も行っている。

しかし、各市町村立小中学校における熱中症の事故防止については、こ
れらの通知、資料等を踏まえ、学校の設置者である市町村教育委員会が学
校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 26 条の規定に基づいて必要な
措置を講ずるものであり、その具体的な内容や方法について、健康学習室
が確認を行う必要はなく、市町村教育委員会が熱中症の事故防止について
作成した文書、資料等を提出することを求めているではない。

よって、仮に A 市教育委員会が熱中症の事故防止のためのマニュアルを
作成していたとしても、当該マニュアルが県教育委員会に提出されること
はなく、県教育委員会において当該マニュアルを取得し、管理することは
ない。念のため健康学習室において本件請求対象文書を探索したが、やは
り存在しなかった。

以上のことから、県教育委員会において本件請求対象文書を作成又は取
得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないため、不開示
（不存在）決定をしたものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、A 市教育委員会が作成した熱中症の事故防止のためのマニュアルであると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関によれば、各市町村立小中学校における熱中症の事故防止については、学校の設置者である市町村教育委員会が学校保健安全法第 26 条の規定に基づいて必要な措置を講ずるものであり、その具体的な内容や方法について、県教育委員会が確認を行う必要はなく、市町村教育委員会が熱中症の事故防止について作成した文書、資料等を提出することを求めているので、仮に A 市教育委員会が熱中症の事故防止のためのマニュアルを作成していたとしても、当該マニュアルが県教育委員会に提出されることはなく、県教育委員会において当該マニュアルを取得し、管理することはないとのことである。

この点について、当審査会において、学校保健安全法第 26 条の規定を確認したところ、学校の設置者が、その設置する学校において事故等により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び危険等発生時において適切に対処することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものと定められており、同条の規定によれば、市町村立小中学校における熱中症の事故防止に係る必要な措置は学校の設置者である市町村教育委員会が講ずることとされていることから、法令上、県教育委員会がその具体的な内容や方法について確認を行う義務はないことが認められる。

また、当審査会において実施機関に確認したところ、県教育委員会としては、市町村立小中学校における熱中症の事故防止に関しては、県教育委員会の教育事務所を通じて、市町村教育委員会に文部科学省等からの文書を通知するにとどまり、これらの通知を踏まえ、市町村教育委員会が必要な措置を講じているとのことである。

この点について、当審査会において、これらの文書を確認したところ、これらの文書に熱中症の事故防止のためのマニュアルの作成に関する記

載はなく、これらの文書を通知する際にも、市町村教育委員会に対して、熱中症の事故防止のためのマニュアルの提出は求めていることが認められる。

イ また、審査請求人が反論書及び意見陳述において、A 市で起きた事故が報道されたことを端緒として開示請求を行った旨を述べていることから、A 市で起きた事故について、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、審査請求人が述べているとおり、A 市立の小学校において熱中症の事故が発生したとのことである。

そして、実施機関に確認したところ、当該事故後においても、県教育委員会は、当該事故に係る発生状況及び学校のとった措置状況等の調査は行ったものの、A 市教育委員会に対して、熱中症の事故防止のためのマニュアルの提出は求めなかったとのことである。

ウ これらのことからすれば、A 市教育委員会から熱中症の事故防止のためのマニュアルの提出を受けておらず、県教育委員会に A 市教育委員会が作成した熱中症の事故防止のためのマニュアルは存在しないという実施機関の説明は不合理ではない。

エ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
31. 4. 3	諮問 (弁明書の写しを添付)
31. 4. 25	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
1. 9. 27 (第582回審査会)	審査請求人の意見陳述
1. 10. 18 (第584回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
1. 11. 20 (第586回審査会)	審議
1. 12. 25	答申

答申第 921 号

諮問第 1601 号

件名：体罰事案に関する報告の一部開示決定に関する件（第三者審査請求）

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、「体罰事案に関する報告」（以下「本件行政文書」という。）について一部開示とした決定は、取り消すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、開示請求者が平成 30 年 1 月 16 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が開示請求者に対して平成 31 年 2 月 20 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

知事は、本件行政文書に第三者である審査請求人に関する情報が含まれていることから、条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、審査請求人に対して意見書を提出する機会を与えた上で一部開示決定を行い、平成 31 年 2 月 20 日付けで、審査請求人に対して、同条第 3 項の規定に基づき、本件行政文書のうち一部を開示とする旨の通知をしたところ、本件審査請求が提起されたものである。

なお、本件審査請求の提起とともに、本件行政文書の開示の執行停止の申立てがなされたため、知事は本件行政文書の開示の執行停止を決定し、開示請求者及び審査請求人に対し、平成 31 年 3 月 13 日付けで、本件審査請求に係る裁決に至るまで本件行政文書の開示を停止する旨の通知をした。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

該当文書は、学校内で発生した体罰事案に関する知事あての報告書である。

本事件は、新聞、TV 等で広く報道され、当時 SNS 等で被害生徒、保護者に対し多くの誹謗中傷がされた。

被害生徒の保護者のなかには、精神的に不安定となり、未だに完全に

は回復していない方もおられる。

被害生徒の保護者は、今後一切事件に関する広報がされること無いよう学校に強く要請している。

本文書についても、公開されることにより、SNS 等による被害生徒、保護者への二次的被害が想定され、個人の利益が害されるおそれがあるので、開示の取り消しを求めるものである。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 体罰事案に関する報告の開示については、知事の弁明書で、「学校名は体罰事案の被害生徒を識別することができる情報であるから、通常であれば、学校名を指定した開示請求がなされた場合には、開示請求に係る文書の存否を答えることによって被害生徒の在籍する学校名を答えることとなり不開示情報を開示することとなるため、当該文書の存否を答えることができない。」と述べているように、同様の考えである。

被害者であるはずの生徒が SNS 等による拡散で、言われなき誹謗中傷を受け、被害生徒の権利利益を侵害することになった。

(イ) 被害生徒、保護者への被害について

本件の体罰事案については、当時、新聞、テレビ等により広く報道されたことにより、被害生徒が識別され、SNS 等で心無い多くの誹謗中傷がなされた。

(ロ) 二次被害、権利利益の保障について

現在、こうした心無い SNS 等への書き込みも落ち着き、被害生徒は、平穏な日常を取り戻すべく、勉学や課外活動・部活動等に積極的に励んでいる。

今回開示することになれば、これらのことが再燃する蓋然性が高く、現在、平穏な学校生活を過ごそうとしている被害生徒等に再度、SNS 等の拡散により多大な苦痛を与え、平穏な学校生活を送るという権利利益を不当に害するおそれがある。

「児童の権利に関する条約（平成 6 年 5 月 16 日条約第 2 号）」第 1 部第 3 条には「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」とされている。

また、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画（平成 13 年 2 月策定）」の「重要課題への対応 2 子ども」においても、「『児童憲章』、『子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）』などの基本理念を踏まえ、家庭、学校、地域などの子どもを取り巻くすべての環境が、

子どもの健やかな成長、発達を図っていくものでなければなりません。」とされている。

今回の報告書の開示決定は、こうした考え方に反するものとする。

(エ) 以上より、本件報告書を開示することは、本事案を想起させ、被害生徒等が当初受けた権利利益への侵害が再燃するおそれが高く、この場合の被害生徒等が受ける精神的負担は計り知れないものとする。

「児童の権利に関する条約」や「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」の趣旨から、被害生徒が取り戻そうとしている、楽しくかつ平穏な学校生活を過ごさせることは、保護者や学校、行政当局など関係者の責務であり、今回の開示決定は子どもの人権保護の観点から適切ではないとする。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

まず、今回の事案では、生徒には全く非がないにもかかわらず、当時広く報道されたことにより被害生徒が識別され、心無い多くの誹謗中傷がなされ、心が大きく傷つき、今も癒えることはない。

弁明書によると、本件開示部分は学校自ら報道機関の取材に答えており、これら報道等により公にされている、あるいは学校における対応の客観的態様を記載しているにとどまることから、非公開情報に当たらないとされている。本当にそれでよいのか。そこには、どこか子どものことを置き忘れていたような気がする。

愛知県教育委員会が個人の権利、利益を害するおそれがあるとして、行政文書を一部開示又は不開示としたことに対する愛知県情報公開審査会答申第 828 号（諮問第 1385 号）「児童・生徒の事故発生速報等の一部開示決定等に関する件」には、「実施機関によると、児童生徒の氏名等及び事件の概要等には、報道機関の取材に対して実施機関が回答した情報が含まれるとのことである。しかし、事案に関する社会一般の関心や記憶は、公にされた時点から時間が経過するに従い薄れていくのであって、事案に関する情報も次第に公衆が知り得る状態に置かれているとはいえなくなっていく一方で、関係児童生徒の権利利益を守る必要性は、時間の経過とともに増していくものと考えられる。こうしたことから、過去のある時点において公にされた事実のみをもって、慣行として公にされ、又は公にすることを予定されている情報であるということとはできない」との見解が示されている。本件では、被害生徒はいまだ傷も心も癒えておらず、権利利益の保護が必要である。

条例制定時と比べソーシャルメディアの普及は目を見張るものがあり、SNS による情報拡散は一瞬にして新たな被害者を産み出す、そういった例が後を絶たない。既に公になっている客観的態様であるから、もう個

人の権利利益を害することがないのではなく、今の時代はここからがスタートで、二次被害からいかに守るかが大切なことだと思っている。客観的態様の開示だけでも容易に今回の体罰事案にたどり着く。

今回開示決定をするということになれば、この事件が再び脚光を浴びる契機となり、SNS 等による誹謗中傷も再び拡散することは否めず、より丁寧かつ慎重に対応すべきと考える。将来がある子どものことであるからこそ、子どもの目線に立って保護をし、開示決定についてはより慎重な判断をお願いしたい。

子どもに視点を向けた場合、開示により再度前回のような SNS の拡散等による被害を受けた場合のダメージ、これは計り知れず、学習権を脅かすばかりか、いじめにもつながる可能性のある、重大な人権侵害の可能性を内包するものとする。

過去の既に公になっている客観的態様であるということだけで片付けず、子どもの未来の視点を大切にし、もっと広い視野で、社会全体で支援するという考えのもと、子どもを守っていただきたいと思う。

よく世間で未成年の子たちがいろんな事件を起こしては、マスコミ等に取り上げられる。中には、心無いマスコミ、ワイドショー、週刊誌などで追っかけられて、大変な思い、もう二度と立ち直れないぐらいにたたきのめされる、そんなような風潮が若干ある。そして、今は、SNS、これが非常に問題になっている部分が多いかと思うが、その拡散によって、本人の名前はもちろん顔写真あるいは家族までもさらしものにされ、そして決定的にたたきのめす。加害者であっても、たとえ報道であろうと SNS であろうと、個人を特定するとか実名を出すとか、そういうようなことはあってはならないことで、将来の更生、成長を期待すべきであるというふうに考える。

子どもにとって温かみのある判断となることを期待する。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 30 年度に特定の学校法人が設置する私立学校（以下「本件学校」という。）で発生した体罰事案に関して、愛知県民文化庁学事振興課私学振興室（当時。以下「私学振興室」という。）が本件学校に対し私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 6 条の規定に基づき報告書の提出を求め、平成 25 年 5 月 29 日付け県民生活部長通知により指定された様式により、本件学校から私学振興室に提出された報告書である。

本件行政文書には、本件学校の住所、名称、校長名及び校長の印影、宛

名、標題、報告年月日、発生年月日、発生場面・場所、体罰の内容、学校の処分・対応状況、今後の対応予定、報道機関の取材状況等並びに注意事項等が記載されており、本件行政文書のうち、校長の印影を除いた部分（以下「本件開示部分」という。）を開示することとした。

(2) 本件開示部分を開示することとした理由

ア 条例第7条第2号該当性について

審査請求人は、審査請求書において、個人の利益が害されるおそれがあるとして、開示の取消しを求めていることから、本件開示部分は条例第7条第2号に該当すると主張していると解される。

本件開示部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

しかし、本件事案については、本件学校自ら報道機関の取材に答えており、本件学校の住所、名称、校長名、発生年月日、発生場面・場所、体罰の内容、学校の処分・対応状況のうち報道等により公にされている部分は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であることから、同号ただし書イに該当する。

また、条例第8条第2項には、開示請求に係る行政文書に条例第7条第2号の情報が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、開示しなければならない旨規定されている。本件開示部分のうち被害生徒及び加害教員の個人識別情報に係る部分以外の部分は、本件事案に対する本件学校における対応の客観的態様を記載しているに留まり、特定の個人を識別することができないものであって、当該部分を公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないと認められることから、条例第7条第2号の情報に含まれないものとみなした。

以上のことから、本件開示部分は、条例第7条第2号に該当しない。

なお、本件開示請求は、学校名を指定してなされているが、学校名は体罰事案の被害生徒を識別することができる情報であるから、通常であれば、学校名を指定した開示請求がなされた場合には、開示請求に係る文書の存否を答えることによって被害生徒の在籍する学校名を答えることとなり不開示情報を開示することとなるため、当該文書の存否を答えることができない。しかしながら、本件事案については、前述のとおり

り、学校名は同号ただし書イに該当することから、不開示情報を開示することにはならないと考える。

イ 条例第7条第3号該当性について

本件開示部分は、前記アにおいて述べたとおり、本件学校自ら報道機関の取材に答えており、既に公にされている情報及び本件事案に対する本件学校における対応の客観的態様であることから、これを開示しても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるとは認められないため、条例第7条第3号イに該当しない。

なお、本件行政文書のうち、校長の印影は本件学校の内部管理に関する情報であり、本件学校において、不特定多数の者に広く一般に公開しているとは認められないことから、公にすることにより、本件学校の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号イに該当するとして開示しないこととした。

ウ 以上のことから、本件開示部分は条例第7条第2号及び第3号イに該当せず、また、同条各号に定めるその他の不開示情報のいずれにも該当しないことから、開示することとした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

一方、条例第15条第1項は、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることを定めている。

当審査会は、第三者の権利利益及び公益との調整を図りつつ、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、愛知県内の特定の私立学校における体罰事案に関する報告に係る文書であって、知事が取得した文書である。その記載内容は前記3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、本件開示部分を開示することとしている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されてい

る行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 条例第7条第2号本文該当性について

当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件行政文書には、体罰を受けた生徒、体罰を行った教員等特定の個人を識別できる情報が記載されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について

(ア) 実施機関によれば、本件事案については、本件学校自ら報道機関の取材に答えており、報道等により公にされている部分は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であることから開示することとしたとのことである。

そこで、当審査会において実施機関から提出された本件事案に係る新聞記事を確認したところ、本件事案について報道されていることが認められた。

(イ) 個人の氏名や行動が報道され、結果として私事が公衆の関心対象となり、さらに、そのような情報が条例第7条第2号ただし書イにいう「慣行として公にされている情報」に至る場合もないわけではない。しかし、このことをもって、ある情報がひとたび報道等により流過程に置かれれば、直ちに「慣行として公にされている情報」と認定されると解釈されるべきではない。既に記者発表等により公表された情報であっても、時の経過により開示請求の時点では公にされているとは認められない場合や、その公表が個別の特殊事情に基づく一時的な事象にとどまり、慣行によるものとは認められない場合も、当然にあり得るものと考えられる。

また、条例第7条第2号ただし書イにおいて、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報を不開示情報から除いた趣旨は、個人識別情報であっても、一般に公にされている情報であれば、不開示にすることにより保護すべき利益が存するとは考え難いことによるものであると解されるところ、過去に報道された情報であっても

当然に同号ただし書イに該当するともいえない。むしろ、当該情報の性質、過去に公表された根拠やその態様等を考慮した上で、過去に公表されたことによって、当該情報を不開示情報とすることにより保護すべき利益が失われている場合にのみ、同号ただし書イに該当すると解するのが相当である。

- (ウ) 本件事案については、本件学校が報道機関の取材に応じた中で、被害生徒に係る情報を答えたことにより、被害生徒の識別につながる情報が報道されるに至った。そのことについて、当審査会において本件学校に確認したところ、本件事案については確かに取材に応じたものの、被害生徒に係る情報について答えるという対応をしたことは誤りであり、被害生徒及びその保護者の権利利益を保護するため、今後、同様の取材があった場合には、被害生徒に係る情報について答えるような対応はしないとのことであった。

本件学校が報道機関への対応を誤った結果として被害生徒の識別につながる情報が報道されたのであるならば、そのことにより、保護されるべき個人の権利利益が喪失するものではない。

本件事案については、過去に報道されているが、被害生徒の識別につながる情報を不開示とすることにより保護すべき利益が存するというべきであって、本件行政文書は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められず、同号ただし書イに該当しない。

また、本件行政文書が同号ただし書ロ、ハ及びニに該当しないことは明らかである。

- エ したがって、本件行政文書は条例第7条第2号に該当する。

(4) 本件一部開示決定の妥当性について

- ア 本件行政文書のうち実施機関が報道等により公にされているとして開示することとした部分以外の部分は、実施機関によれば、本件事案に対する本件学校における対応の客観的態様を記載しているにとどまり、特定の個人を識別することができないものであって、当該部分を公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないと認められることから、条例第7条第2号の情報に含まれないものとみなし開示することとしたとのことである。

本件開示請求は、体罰事案に関する報告に係る文書について本件学校の学校名を指定してなされたものである。

体罰を受けた生徒が在籍する学校名は、氏名や生年月日のように誰でも特定の個人を直接識別できる情報ではないが、体罰を受けた生徒が在籍する学校名を明らかにした場合には、当該生徒の同級生やその保護者であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報から、

関係者であれば、体罰を受けた生徒を識別することができるものと認められる。よって、体罰を受けた生徒が在籍する学校名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するため、条例第 7 条第 2 号本文に該当し、同号ただし書イからニまでの情報に該当しない限りは、同号に該当する情報である。

前述のとおり本件行政文書は同号ただし書イからニまでの情報のいずれにも該当しないことから、本件行政文書に記載されている被害生徒が在籍する学校名についても同様に同号ただし書イからニまでの情報に該当しないと認められる。

したがって、被害生徒が在籍する学校名は条例第 7 条第 2 号の個人情報であって、本件行政文書が存在するか否かを答えることにより本件学校に体罰を受けた生徒が在籍するか否かが明らかとなることから、本件行政文書の存否を答えることは、同号の個人情報を開示することと同様の結果となる。よって、本件開示請求については、存否応答拒否による不開示決定を行うべきであったと解されることから、本件一部開示決定を取り消すべきである。

イ なお、実施機関は開示請求者に対し、本件開示請求について、本件行政文書を特定して行政文書一部開示決定を行っていることから、本件学校の体罰事案に関する報告に係る文書が存在することが明らかとなっており、学校名については既に事実上開示しているのと同様の結果となっている。

このような場合においては、もはや存否応答拒否による不開示決定を行う意味はないが、本来すべきであった存否応答拒否による不開示決定を行うことにより保護されるべき条例第 7 条に係る不開示情報をこれ以上開示しないためには、本件一部開示決定を取り消し、本件行政文書の全部を不開示とするほかない。

(5) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

本件一部開示決定を取り消すべきであることについては、前記(4)において述べたとおりであることから、条例第 7 条第 3 号イ該当性については論ずるまでもない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
1 . 7 . 3 1	諮問 (弁明書の写しを添付)
1 . 9 . 4	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
1 . 1 0 . 1 5 (第 583 回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	実施機関職員から開示理由等を聴取
同 日	審議
1 . 1 1 . 1 2 (第 585 回審査会)	審議
1 . 1 2 . 2 5	答申

答申第 922 号

諮問第 1602 号

件名：一次集団面接質問例示集の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示とした決定を取り消し、「第 1 次試験口述試験実施メモ」を特定して改めて開示決定等をすべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 8 月 17 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が同年 9 月 3 日付けで行った不開示決定の取り消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

8 月 17 日に行政文書開示請求を行い、9 月 3 日付けで不開示決定通知を受け取ったが、内容に不服を抱いたため審査請求を行いより詳細な結果を知りたいと本請求を行った。

行政文書不開示決定通知の中で「一次集団面接質問例示集」について不開示としその理由について、文書をもっていない旨の回答をしているが当該面接試験の質問をどこから何を根拠に出題しているかを支障のない範囲で明らかにしていただきたい。それでも不開示とされるなら相当の理由を示していただきたい。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

愛知県公立学校教員採用試験の第 1 次試験では筆記試験及び口述試験を行っており、口述試験として、面接委員 3 名が原則受験者 5 名に対して行う、いわゆる集団面接を実施している。

このことから、本件請求対象文書は、平成 31 年度愛知県公立学校教員採用試験の第 1 次試験の口述試験（以下「本件試験」という。）の際に、

面接委員が受験者に質問を行うための質問の例示が記載された文書で、教育委員会が作成又は取得したものであると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 本件試験の実施目的及び実施方法について

本件試験は、公立学校教員としての資質について人物の面から判定するため、「選考の指針」に基づき、筆記試験と併せて第 1 次試験において実施するものである。本件試験は、3 名の面接委員が原則受験者 5 名に対して約 20 分間行い、面接委員の質問に一人一人の受験者が応答する方式で行った。

イ 本件試験の評定の方法について

本件試験の評定は、面接において、受験者の態度、人柄、活力等を主な観点として、教員としての適性を評価することとし、3 名の各面接委員が評定の基準に基づいて、それぞれ独立して行った評価を参考にして行う総合評定で行う。

ウ 本件請求対象文書の存否について

本件試験においては、原則、面接委員が受験者の回答や応対を見て各自により評価を行っている。

その評価のための参考資料として、本件試験の実施に当たって、教育委員会は面接委員に質問例を配付しているもので、仮に、本件試験に係る質問例が、条例第 2 条第 2 項に規定する行政文書に該当するのであれば、本件請求対象文書に該当することになる。

しかし、実際にどのような質問をするかは面接委員が決めており、質問例は、あくまでも公立学校教員としての資質を問うことができる質問の例を示すものとして、面接委員に対して参考資料として配付している手持ち資料にすぎず、面接委員が実際の質問に使用するかどうかは任意である。そして、教育委員会としても、本件試験に係る質問例は面接委員に対する参考資料として作成し、配付しているにすぎない。よって、本件試験に係る質問例は、職務に関連した参考資料にすぎず、これを職務上作成し、又は取得した文書ということとはできない。

したがって、本件試験に係る質問例は、職員が職務上作成し、又は取得した文書には当たらないため、条例第 2 条第 2 項に規定する行政文書に該当しない。

エ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得していないため、不存在による不開示決定をしたものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する

権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、本件試験の際に面接委員が受験者に質問を行うための質問の例示が記載された文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 「第1次試験口述試験実施メモ」と題する文書について

実施機関によれば、本件試験の際に面接委員が受験者に質問を行うための質問の例示が記載された文書を面接委員に配付しているが、当該文書は条例第2条第2項に規定する行政文書に該当しないと判断し、本件請求対象文書の開示請求に対して、不存在を理由とした不開示決定を行ったとのことである。

そこで、当審査会において、本件試験の際に配付された面接委員が受験者に質問を行うための質問の例示が記載された文書を見分したところ、当該文書は、「第1次試験口述試験実施メモ」と題する文書であり、本件試験に係る質問例、質問上の留意事項及び評価の方法等が記載されていることが確認され、その記載内容からすれば、本件請求内容に合致するものであることが認められるので、第1次試験口述試験実施メモの行政文書該当性について以下検討する。

イ 行政文書該当性について

実施機関は、面接委員が第1次試験口述試験実施メモを実際の質問に使用するかどうかは任意であって、当該文書は面接委員に対する参考資料として作成し、配付しているにすぎないことから、当該文書は職務に関連した参考資料にすぎず、これを職務上作成し、又は取得した文書ということはできないため、条例第2条第2項に規定する行政文書に該当しないと主張している。

しかし、当審査会において、実施機関に確認したところ、第1次試験口述試験実施メモは、本件試験を担当している教育委員会教職員課において協議及び検討の上作成し、本件試験の際に面接委員に配付しているとのことである。加えて、当審査会において見分した第1次試験口述試験実施メモの記載内容からすれば、当該文書には、多くの受験者を複数の異なる面接委員で面接するときの統一的な判断の指標としての役割もあると解される。これらのことから、面接委員に対する参考資料として作成し、配付しているにすぎず、職務に関連して作成した参考資料にす

ぎないという実施機関の説明は不自然であり、第 1 次試験口述試験実施メモは、組織において事務上必要なものとして利用されることを想定し作成しているものと解するのが相当である。

したがって、第 1 次試験口述試験実施メモは、実施機関の職員が職務上作成した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものであると認められることから、条例第 2 条第 2 項に規定する行政文書に該当する。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

2018 年 7 月 21 日実施 愛知県公立学校教員採用選考試験に係る公文書を
開示請求いたします。

< 第一次試験 >

- ・一次集団面接質問例示集

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
1 . 9 . 4	諮問 (弁明書の写しを添付)
1 . 1 1 . 2 0 (第 586 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
1 . 1 2 . 2 0 (第 588 回審査会)	審議
2 . 1 . 3 1	答申

答申第 923 号

諮問第 1603 号

件名：特定の学校法人の平成 29 年度の決算書等の一部開示決定に関する件
(第三者審査請求)

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、「学校法人 A の平成 29 年度の決算書（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表。学校別内訳表及び固定資産等明細表を含む。）及び予算書」（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において開示することとし、審査請求の対象となった資金収支内訳表、事業活動収支内訳表、資金収支予算内訳表及び事業活動収支予算内訳表の大科目名及び当該科目に係る金額並びに補助金収入に係る小科目名及び当該科目に係る金額を開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、開示請求者が平成 30 年 12 月 21 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が開示請求者に対して平成 31 年 1 月 28 日付けで行った一部開示決定を取り消し、本件行政文書のうち、学校別内訳表の不開示を求めるものである。

知事は、本件行政文書に第三者である審査請求人に関する情報が含まれていることから、条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、審査請求人に対して意見書を提出する機会を与えた上で一部開示決定を行い、平成 31 年 1 月 28 日付けで、審査請求人に対して、同条第 3 項の規定に基づき、本件行政文書のうち一部を開示とする旨の通知をしたところ、本件審査請求が提起されたものである。

なお、本件審査請求の提起とともに、本件行政文書の開示の執行停止の申立てがなされたため、知事は本件行政文書の開示の執行停止を決定し、開示請求者及び審査請求人に対し、平成 31 年 2 月 18 日付けで、本件審査請求に係る裁決に至るまで本件行政文書の開示を停止する旨の通知をした。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりであ

る。

条例第 18 条第 1 号は、法令の規定に基づき閲覧することができる場合には条例の規定は適用しないと規定している。

私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 47 条第 2 項は、学校法人は、「利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない」と規定しているので、貸借対照表等の計算書類の「閲覧請求」があった場合には、条例ではなく、私立学校法が適用されることとなる。

私立学校法が適用される場合、請求は利害関係人に限られ、学校法人は、正当理由があれば閲覧請求を拒みうる。

閲覧請求ではなく、「写しの交付請求」があった場合には私立学校法の規定がないので、条例が適用されることとなるが、条例が適用される場合には、学校法人は、どのような者が、どのような目的で開示請求をしているのか知りえないので、閲覧請求があった場合になしうる、主張・立証の機会が全く与えられていない。

学校法人は、その公共的性格から、財務情報の公開は極めて重要であることから、法令の主旨に則り、ホームページで財務情報を公開しているが、学校別内訳表は公開していない。

条例と法は制度が異なるものであるとしても、もとより条例は法の範囲内にあるものである。

私立学校法で認めている手続き保障が全くなされない条例の適用に当たっては、開示は、法令の主旨に則り学校法人がホームページで公開している範囲に留めるべきものである。学校別内訳表も一部開示とする今回の決定は条例第 7 条第 3 号イに違反する。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

国法秩序は、憲法を頂点として、法律、政令、省令、条例、規則とピラミッド型の階層をなしている。

法律で保護されている国民の権利は、法律より下位の規範である条例の適用において害されることがあってはならない。このことは、審査請求書において既に述べたとおりであるが、さらに以下のことを付言する。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）が適用される国（文部科学省）において、「学校法人」情報は非開示とされている。実施機関は弁明書において、学校別内訳表等を開示しても学校法人の権利を害するとは認められないとしている。しかしながら、対等関係にある法律が適用される国においてすら、「学校法人」情報は非開示とされているのであるから、法律より下位の規範である条例

が適用される本件においては、「学校法人」情報を含む、学校別内訳表の開示が法律で保護されている学校法人の権利を害するものであることは明らかである。

実施機関は弁明書において、「条例に基づく情報公開は、条例の規定、趣旨に照らして判断されるべきもの」と述べるのみで、具体的理由を全く明らかにしていないが、いかに地方自治が尊重されるものであっても、法律で保護されている学校法人の権利は条例の適用によって害されることがあってはならないのであって、本件処分は条例第 7 条第 3 号イに違反する。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、学校法人 A（以下「本件法人」という。）から愛知県県民文化部学事振興課私学振興室（当時）に、本件法人に関する平成 29 年度の決算書については翌年度に、本件法人に関する平成 29 年度の予算書については当年度に提出されたものである。また、本件行政文書は、愛知県補助金等交付規則（昭和 55 年愛知県規則第 8 号）第 3 条、愛知県私立学校経常費補助金交付要綱第 5 条及び愛知県私立高等学校等就学支援金補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、毎年度提出することとなっている。

ア 決算書について

この文書は、愛知県私立学校経常費補助金交付要綱第 5 条第 1 項第 5 号及び愛知県私立高等学校等就学支援金補助金交付要綱第 4 条第 1 項第 3 号に規定する前年度の収支計算書並びに同要綱第 4 条第 1 項第 4 号に規定する前年度末の貸借対照表及びそれに附属する明細表のことであり、当該文書の構成は次のとおりである。

(ア) 資金収支計算書

資金収支計算書は、法人の諸活動に対応する全ての収入及び支出について、科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載したものであり、詳細な内訳として資金収支内訳表、人件費支出内訳表及び活動区分資金収支計算書が附属している。

(イ) 事業活動収支計算書

事業活動収支計算書は、教育活動・教育活動以外の経常的な活動・それ以外の活動に対応する収入及び支出について、科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載したものであり、詳細な内訳として事業活動収支内訳表が附属している。

(ウ) 貸借対照表

貸借対照表は、法人の財産について、資産の部、負債の部及び純資

産の部を設け、科目ごとに当該会計年度末の額を前会計年度末の額と対比して記載したものであり、詳細な内訳として固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表が附属している。

イ 予算書について

この文書は、愛知県私立学校経常費補助金交付要綱第 5 条第 1 項第 4 号及び愛知県私立高等学校等就学支援金補助金交付要綱第 4 条第 1 項第 2 号に規定する前年度の収支予算書のことであり、当該文書の構成は次のとおりである。

(ア) 資金収支予算書

資金収支予算書は、資金収支計算書に対応する予算額を前年度の予算額と対比して記載したものであり、詳細な内訳として資金収支予算内訳表、人件費支出予算内訳表及び活動区分資金収支予算書が附属している。

(イ) 事業活動収支予算書

事業活動収支予算書は、事業活動収支計算書に対応する予算額を前年度の予算額と対比して記載したものであり、詳細な内訳として事業活動収支予算内訳表が附属している。

ウ 開示することとした部分について

本件行政文書のうち開示することとした部分は、資金収支計算書（人件費支出内訳表及び活動区分資金収支計算書を除く。）及び事業活動収支計算書における大科目（学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に定めるものをいう。以下同じ。）名、当該科目に係る金額、補助金収入に係る小科目（同令に定めるものをいう。以下同じ。）名及び当該科目に係る金額、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を除く。）における大科目名及び当該科目に係る金額並びに資金収支予算書（人件費支出予算内訳表及び活動区分資金収支予算書を除く。）及び事業活動収支予算書における大科目名、当該科目に係る金額、補助金収入に係る小科目名及び当該科目に係る金額（以下「本件開示部分」という。）である。

(2) 本件審査請求の対象となる内容

審査請求人は、審査請求書において、「学校別内訳表」の全部不開示を求めている。

本件行政文書には「学校別内訳表」と題する書面は存在しないものの、「学校別内訳表」とは、一部開示決定の通知において開示しないこととした「学校別内訳表」と同じもので、学校法人の法人本部、学校別及び大学における学部別といった部門別の財務状況の詳細が記載されているものと解される。本件行政文書のうち学校別の内訳が記載されているものは、資金収支計算書のうち資金収支内訳表及び人件費支出内訳表、事業活動収支

計算書のうち事業活動収支内訳表、資金収支予算書のうち資金収支予算内訳表及び人件費支出予算内訳表並びに事業活動収支予算書のうち事業活動収支予算内訳表であることから、以下これらの文書が「学校別内訳表」であるとして検討する。

このうち、人件費支出内訳表及び人件費支出予算内訳表については、全部を不開示としていることから、審査請求人が不開示とすることを求めている「学校別内訳表」とは、資金収支内訳表、事業活動収支内訳表、資金収支予算内訳表及び事業活動収支予算内訳表であると解した。

しかし、これらの書類は、他の計算書、内訳表等と関連するものであることから、本件開示部分全体について開示することとした理由について述べる。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 大科目名及びその金額について

(ア) 附属書類を除いた資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、資金収支予算書及び事業活動収支予算書について

附属書類を除いた資金収支計算書、事業活動費収支計算書、貸借対照表、資金収支予算書及び事業活動収支予算書の小科目は、学校法人が独自にこれらの小科目を追加・細分することができ、また、これらの小科目の金額は、当該学校法人の経営方針や経営戦略を詳細に把握することが可能となるものであるのに対し、大科目名及びその金額は、開示される範囲で当該法人の財務状況を分析することは可能であるとしても、当該法人が他の学校法人との競争上重点を置く支出費目等、その経営上の独自の詳細なノウハウまで明らかになるものとは言い難い。

以上のことから、附属書類を除いた資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、資金収支予算書及び事業活動収支予算書の大科目名及び大科目に係る金額は、公にしても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、条例第7条第3号イに該当しない。

(イ) 資金収支内訳表、事業活動収支内訳表、資金収支予算内訳表及び事業活動収支予算内訳表について

資金収支内訳表及び事業活動収支内訳表には資金収支計算書及び事業活動収支計算書の決算の額についての、資金収支予算内訳表及び事業活動収支予算内訳表には資金収支予算書及び事業活動収支予算書の予算の額についての法人本部、学校別及び大学における学部別といった部門別の内訳が記載されている。

審査請求人は、財務情報の公開は極めて重要であることからホームページで財務情報を公開しているが、学校別内訳表は公開していない

ため、当該学校別内訳表の法人本部、学校別及び大学における学部別の金額については不開示とすべきであると主張している。

しかしながら、資金収支内訳表及び事業活動収支内訳表に記載される科目は、資金収支計算書及び事業活動収支計算書に記載される科目とそれぞれ対応しており、前記(ア)で述べた資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、資金収支予算書及び事業活動収支予算書の大科目の開示と同様に、部門別の大科目名及びその金額のみの開示では、当該法人が部門において競争上重点を置く支出費目等、その経営上の独自の詳細なノウハウまで明らかになるものであるとは言い難い。また、当該法人の各部門のうちどの部門に重点を置いているかについても、大科目名及びその金額のみの開示では明らかにならない。したがって、部門別の大科目名及びその金額を開示することによる不利益が客観的なものであるとはいえないものである。また、資金収支予算内訳表及び事業活動収支予算内訳表についても、資金収支予算書及び事業活動収支予算書に記載される科目とそれぞれ対応しており、同様に部門別の大科目名及びその金額を開示することによる不利益が客観的なものであるとはいえない。

以上のことから、資金収支内訳表、事業活動収支内訳表、資金収支予算内訳表及び事業活動収支予算内訳表の大科目名及び大科目に係る金額は、公にしても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、条例7条第3号イに該当しない。

イ 補助金収入に係る小科目名及びその金額について

資金収支計算書、資金収支内訳表、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表、資金収支予算書、資金収支予算内訳表、事業活動収支予算書及び事業活動収支予算内訳表における補助金収入のうち国及び地方公共団体からの補助金に係る小科目については、当該学校法人に対する公的資金による補助を示すものである。当該科目については、国及び地方公共団体の公的助成という側面からみて、他の科目に比較して強い公開の要請があり、また一定の方針、基準のもとに交付されているものであり、補助金収入に係る小科目名及びその金額の開示は、大科目である「補助金収入」の開示と同様に、当該法人に不利益を与えるものであるとは認められない。

したがって、補助金収入のうち国及び地方公共団体からの補助金に係る小科目名及びその金額は、公にしても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、条例第7条第3号イに該当しない。

ウ 私立学校法との関連について

審査請求人は、条例第18条第1号では、法令の規定に基づき閲覧す

ることができる場合には条例の規定は適用しないと規定しており、私立学校法第 47 条第 2 項では、学校法人は「利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない」と規定しているため、「閲覧請求」の場合には条例ではなく私立学校法が適用されると主張している。また、「写しの交付請求」の場合は条例が適用されるが、私立学校法で認めている手続き保証が全くなされない条例の適用に当たっては、開示は法令の主旨にのっとり学校法人がホームページで公開している範囲に留めるべきであると主張している。

しかしながら、私立学校法第 47 条第 2 項の規定は、私立学校と利害関係者との間における情報の公開に関する規定であり、県の行政文書についての定めではないことから、条例第 18 条第 1 号の規定の対象ではなく、知事に対して情報公開請求があった場合には条例の規定が適用されることになる。そして、私立学校法に基づく閲覧は、条例に基づく情報公開とは別の趣旨に基づいて行われるものである。条例に基づく情報公開は、条例の規定、趣旨に照らして判断されるべきであって、私立学校法の規定により判断が影響を受けるものではないと考える。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

一方、条例第 15 条第 1 項は、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることを定めている。

当審査会は、第三者の権利利益及び公益との調整を図りつつ、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件法人に関する平成 29 年度の決算書及び予算書であり、本件法人から知事に提出された文書である。その構成及び内訳は、前記 3(1)ア及びイで実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、本件開示部分を開示することとしている。

審査請求人は、審査請求書において、「学校別内訳表」の不開示を求めている。当審査会において、本件行政文書を確認したところ、本件行政文

書のうち審査請求の対象となる部分は、前記 3(2)で実施機関が説明するとおり、資金収支内訳表、事業活動収支内訳表、資金収支予算内訳表及び事業活動収支予算内訳表（以下「審査請求対象文書」という。）であると認められる。審査請求対象文書のうち実施機関が開示としたのは、審査請求対象文書の大科目名及び当該科目に係る金額並びに補助金収入に係る小科目名及び当該科目に係る金額（以下「審査請求対象部分」という。）であることから、審査請求対象部分が条例第 7 条第 3 号イに該当するか否かを以下検討する。

(3) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、審査請求対象部分が同号イに該当するか否かを、以下検討する。

イ 大科目名及び当該科目に係る金額について

(ア) 実施機関によれば、資金収支内訳表及び事業活動収支内訳表には資金収支計算書及び事業活動収支計算書の決算の額についての、資金収支予算内訳表及び事業活動収支予算内訳表には資金収支予算書及び事業活動収支予算書の予算の額についての法人本部、学校別及び大学の学部別といった部門別の内訳が記載されているとのことである。

また、当審査会において実施機関に確認したところ、学校法人会計基準に大科目と小科目が定められており、小科目名は学校法人が独自に追加し、又は細分することができるのに対し、大科目名は、変更できないとのことである。

当審査会において、審査請求対象文書を見分したところ、審査請求対象文書は、学校法人、高等学校等の部門別に区分され、部門別に金額が記載されていることが認められた。また、その大科目名が、学校法人会計基準に定める科目名と一致しており、記載科目ごとに金額が記載されていることが認められた。さらに、大科目及び当該科目に係る金額の内訳を小科目及び当該科目に係る金額が構成していることが認められた。

(イ) 小科目名は、学校法人が独自に追加し、又は細分することができるのに対し、大科目名は、学校法人会計基準で定める科目から追加し、又は細分することができないことから、大科目名を開示しても、本件法人の経営上の独自のノウハウが明らかになるものではない。また、その金額のみの開示によって、本件法人の各部門の金額は明らかとなるものの、本件法人の大科目に係る部門別の金額を開示しても、本件法人が部門において競争上重点を置く支出費目等、その経営上の独自の詳細なノウハウまで明らかになるものであるとはいえない。

したがって、大科目名及び当該科目の部門別の金額を開示することによる不利益が客観的なものであるとはいえないものであることから、これらが公になったとしても、本件法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

よって、審査請求対象文書の大科目名及び当該科目に係る金額は、条例第 7 条第 3 号イに該当しない。

ウ 補助金収入に係る小科目名及び当該科目に係る金額について

実施機関によれば、補助金収入のうち国及び地方公共団体からの補助金に係る小科目については、学校法人に対する公的資金による補助を示すものであるとのことである。

また、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、本件法人の経営基盤の安定を図るため、知事は、本件法人に補助金を交付しているとのことである。

補助金収入に係る小科目名及び当該科目に係る金額については、国及び地方公共団体による公的助成の金額を示すものにすぎないことから、他の収入に係る科目とは異なり、補助金収入に係る小科目名及び当該科目に係る金額の開示は、本件法人に不利益を与えるものであるとは認められない。

よって、審査請求対象文書の補助金収入に係る小科目名及び当該科目に係る金額は、条例第 7 条第 3 号イに該当しない。

エ 前記イ及びウにおいて述べたとおり、審査請求対象部分が条例第 7 条第 3 号イに該当しないことから、審査請求対象文書の全部を不開示とする理由はないため、「学校別内訳表」の全部を不開示とする理由はない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、条例第 18 条第 1 号では、法令の規定に基づき閲覧することができる場合には条例の規定は適用しないと規定しており、私立学校法第 47 条第 2 項では、学校法人は「利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない」と規定しているため、「閲覧請求」の場合には条例ではなく私立学校

法が適用されると主張している。また、「写しの交付請求」の場合は条例が適用されるが、私立学校法で認めている手続き保障が全くなされない条例の適用に当たっては、開示は法令の主旨にのっとり学校法人がホームページで公開している範囲にとどめるべきであると主張している。

しかしながら、実施機関が主張するとおり、私立学校法第 47 条第 2 項の規定は、私立学校と利害関係者との間における情報の公開に関する規定であり、県の行政文書についての定めではないことから、条例第 18 条第 1 号の規定の対象ではなく、知事に対して情報公開請求があった場合には条例の規定が適用されることになり、私立学校法に基づく閲覧は、条例に基づく情報公開とは別の趣旨に基づいて行われるものであると解するのが相当である。

したがって、条例に基づく情報公開は、条例の規定、趣旨に照らして判断されるべきであって、私立学校法の規定により判断が影響を受けるものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
1 . 9 . 5	諮問 (弁明書の写しを添付)
1 . 1 1 . 1 2 (第 585 回審査会)	実施機関職員から開示理由等を聴取
同 日	審議
1 . 1 2 . 1 0 (第 587 回審査会)	審議
2 . 1 . 3 1	答申

答申第 924 号

諮問第 1605 号

件名：「リニアを見据えた鉄道ネットワークの充実・強化に関する調査実施事業者選定委員会の結果について」 決裁文書等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 31 年 1 月 16 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 2 月 28 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。
当該行政文書に記録された情報は、公にしても事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれはなく、条例各号に該当しないため。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

ア 文書 1 について

別表の 1 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 も同様とする。）は、「リニアを見据えた鉄道ネットワークの充実・強化に関する調査業務」委託（以下「本件業務委託」という。）に係るプロポーザルコンペ実施要領に基づき開催された選定委員会の選定結果に基づき委託候補先となった法人（以下「委託候補先法人」という。）及び委託候補先として選定されなかった法人（以下「不採用法人」という。）にその結果を通知することに係る決裁文書であり、起案文書、委託候補先法人への選定結果通知案、不採用法人への選定結果通知案、本件業務委託に係る企画提案書評価集計表、各委員が採点した企画採点表、本件業務委託に係るプロポーザルコンペ実施要領、委託候補先法人から提出された本件業務委託に係る企画提案書（業務実施体制、企画提案、

経費見積及び法人 PR パンフレットを含む。以下同じ。) 及び不採用法人から提出された本件業務委託に係る企画提案書(業務実施体制、企画提案、経費見積及び法人 PR パンフレットを含む。以下同じ。)で構成される。

このうち開示しないこととした部分は、起案文書及び不採用法人への選定結果通知案のうち不採用法人の名称、本件業務委託に係る企画提案書評価集計表及び各委員が採点した企画採点表のうち不採用法人の名称及び選定委員の氏名、委託候補先法人及び不採用法人から提出された本件業務委託に係る企画提案書のうち法人の印影、法人の所属の電話番号、法人の所属の FAX 番号、調査方法、整理データの詳細その他各法人のノウハウ・知見に当たる部分、不採用法人の名称、所在地、代表者の氏名その他不採用法人が特定される部分、担当者の氏名、担当者の生年月日、担当者の保有資格の登録番号・登録年月日、担当者の E-mail 及び担当者の所属・職名並びに不採用法人から提出された本件業務委託に係る企画提案書のうち不採用法人の担当者の業務実績その他活動実績及び関連論文実績である。

イ 文書 2 について

文書 2 は、本件業務委託の契約手続の一部である支出負担行為決議に関する書類一式であり、支出負担行為決議書の鑑^{かがみ}、契約書(案)、個人情報取扱事務委託基準、情報セキュリティに関する特約条項、仕様書及び委託候補先法人から提出された見積書で構成されている。

このうち開示しないこととした部分は、委託候補先法人から提出された見積書のうち、法人の印影及び人員計画内訳表中の人員計画内訳である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号該当性について

(ア) 文書 1 中の担当者の氏名、担当者の生年月日、担当者の保有資格の登録番号・登録年月日、担当者の E-mail、担当者の所属・職名、不採用法人の担当者の業務実績、その他活動実績及び関連論文実績(以下「担当者の氏名等」という。)については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

(イ) 担当者の氏名等は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。また、各法人から提出のあった企画提案書の担当者は公務員等ではないため、担当者の氏名等は、同号ただし書ハに該当せず、さらには同号ただし書ロ及びニにも該当しないことは明らかである。

よって、担当者の氏名等は、条例第7条第2号に該当する。

イ 条例第7条第3号イ該当性について

(7) 文書1中の法人の印影は、本件業務委託に係る企画提案書に押印された委託候補先法人及び不採用法人のものであり、また、文書2中の法人の印影は、本件業務委託に係る見積書に押印された委託候補先法人のものであり、これらの法人において、その印影を不特定多数の者に広く一般に公開しているとは認められない。また、文書1中の法人の所属の電話番号、法人の所属のFAX番号及び担当者のE-mailは、法人が一般に公表していない内部管理情報であり、これらを公にすることになると、これらの連絡先にも問合せ、意見等が寄せられることが想定され、これらの連絡先において行う通常の業務に支障を来すおそれがある。したがって、これらの情報を公にした場合、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、法人の印影並びに法人の所属の電話番号、法人の所属のFAX番号及び担当者のE-mailは、条例第7条第3号イに該当する。

(イ) 不採用法人の名称、所在地、代表者の氏名その他不採用法人が特定される部分、担当者の所属・職名、不採用法人の担当者の業務実績その他活動実績及び関連論文実績が公になると、不採用法人が特定されるため、不採用法人が本件業務委託について不採用となった事実が明らかとなる。当該事実は、不採用法人にとっては不名誉なことであって、不採用法人の社会的評価の低下につながることから、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号イに該当する。

(ウ) 文書1中の委託候補先法人及び不採用法人から提出された企画提案書のうち企画提案には、調査方法、整理データの詳細その他各法人のノウハウ・知見に当たる部分として不開示とした部分が記載されており、これらの部分は、仕様書の内容を踏まえ、各法人の豊富な経験と高い専門知識、高度な企画・調整能力及び技術力を基に、各法人の持つノウハウ・知見を駆使して、仕様書により示された調査内容を各法人においてより具体的にしたものである。よって、これらの部分は、各法人の持つノウハウ・知見に該当し、その部分が開示されることは、各法人に長年蓄積されたノウハウや知見を流出させることになり、各法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。したがって、調査方法、整理データの詳細その他各法人のノウハウ・知見に当たる部分は、条例第7条第3号イに該当する。

また、文書1中の経費見積の人員計画内訳及び文書2中の委託候補先法人から提出された見積書の人員計画内訳（以下「人員計画内訳」という。）についても各法人の持つノウハウ・知見に基づいて作成さ

れた人員計画内訳が記載されたものであり、その部分が開示されることは、各法人の手の内が明らかにされることとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。したがって、人員計画内訳は、条例第7条第3号イに該当する。

ウ 条例第7条第6号該当性について

文書1のうち本件委託業務に係る企画提案書評価集計表及び各委員が採点した企画採点表中の選定委員の氏名が公になると、採点した点数は開示されていることから、どの委員が何点を付けたのかが明らかになり、採点結果に不満を持つ者から選定委員に対して圧力がかけられたり、干渉がなされたりするおそれがある。そのことにより、各委員の率直な評価に影響を与え、委員によっては、公にされることを意識して、自らが受けた率直な印象によることを避けて画一的な採点が行われることとなるおそれがある。本件委託業務に係る選定は既に終了しているが、採点した点数が公になることが前提となれば、今後同種の業務委託に係る選定に対し影響を与えるおそれがあり、その結果、リニア中央新幹線対策の推進に関する施策の総合的な企画調整に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、選定委員の氏名は、条例第7条第6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件業務委託に係る選定委員会の選定結果に関する決裁文書及び本件業務委託の契約手続の一部である支出負担行為決議書である。その構成及び記載内容は、前記3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、別表の2欄に掲げる部分を同表の3欄に掲げる規定に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を

営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、本件行政文書において実施機関が同号イに該当するとして不開示とした部分の同号イ該当性について、以下検討する。

イ 法人の印影、法人の所属の電話番号及び FAX 番号並びに担当者の E-mail について

(ア) 当審査会において法人の印影を見分したところ、当該印影は、委託候補先法人及び不採用法人から提出された本件業務委託に係る企画提案書並びに委託候補先法人が県に提出した見積書に押印されたものであり、当該印影は、これが押印された書類等の記載事項の内容が真正であることを示す認証的機能を有する性質のものであると認められた。

そのため、当該印影を公にすることにより、印影が偽造され悪用されることが考えられるなど、各法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

(イ) 当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、法人の所属の電話番号及び FAX 番号並びに担当者の E-mail は、委託候補先法人及び不採用法人の担当者の連絡先であるとのことである。

よって、通常はこれらの連絡先に外部から直接問合せが寄せられることが想定されないことから、これらの連絡先を公にすると、通常の業務に支障を来すおそれがあり、各法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

(ロ) したがって、法人の印影、法人の所属の電話番号及び FAX 番号並びに担当者の E-mail は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

ウ 調査方法、整理データの詳細その他各法人のノウハウ・知見に当たる部分について

実施機関によれば、文書 1 中の委託候補先法人及び不採用法人から提出された企画提案書のうち企画提案に記載されている調査方法、整理データの詳細その他各法人のノウハウ・知見に当たる部分は、仕様書の内容を踏まえ、各法人の豊富な経験と高い専門知識、高度な企画・調整能力及び技術力を基に、各法人の持つノウハウ・知見を駆使して、仕様書

により示された調査内容を各法人においてより具体的にしたものであることである。

当審査会においてこれらの部分を見分したところ、本件業務委託に係る調査に関する調査方法及び整理データの詳細のほか、各法人による独自の分析、当該分析に基づく課題への対応策等が詳細に記載されていることから、各法人のノウハウに当たることが認められた。

よって、これらの部分を公にした場合、各法人の調査方法等における具体的な着眼点やノウハウ等が他の法人等に知られることにより、各法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、調査方法、整理データの詳細その他各法人のノウハウ・知見に当たる部分は、条例第7条第3号イに該当する。

エ 人員計画内訳について

当審査会において人員計画内訳を見分したところ、業務項目及び業務担当者ごとに作業延べ日数及び人件費が記載されていることが認められた。

よって、人員計画内訳が開示されることは、各法人が業務項目ごとに必要となる人材及び従事日数が明らかとなることから、各法人の手の内が明らかにされることとなり、各法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、人員計画内訳は、条例第7条第3号イに該当する。

オ 不採用法人の名称、所在地、代表者の氏名その他不採用法人が特定される部分、担当者の所属・職名並びに不採用法人の担当者の業務実績その他活動実績及び関連論文実績について

実施機関によれば、当該部分が公になると、不採用法人が特定されるため、不採用法人が本件業務委託について不採用となった事実が明らかとなることである。

当審査会において当該部分を見分したところ、当該部分には、不採用法人の名称、所在地、代表者の氏名及び担当者の所属・職名が記載されており、不採用法人を特定することができる情報であることが認められた。また、不採用法人の担当者の業務実績その他活動実績及び関連論文実績として、不採用法人の総括責任者及び業務担当者の業務に関連する実績が記載されており、当該実績から不採用法人を特定することができることが認められた。さらに、実施機関がその他不採用法人が特定される部分として不開示とした部分は、不採用法人の類似業務等の実績及び法人 PR パンフレットであり、当該実績又は法人 PR パンフレットから不採用法人を特定することができることが認められた。

不採用法人を特定することができる情報を公にすると、不採用法人が

本件業務委託について不採用となった事実が明らかとなり、不採用法人の社会的評価を低下させるおそれがあると認められる。

したがって、不採用法人の名称、所在地、代表者の氏名その他不採用法人が特定される部分、担当者の所属・職名並びに不採用法人の担当者の業務実績その他活動実績及び関連論文実績は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(4) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、同号該当性について以下検討する。

イ 実施機関が同号に該当するとして不開示としたのは、担当者の氏名等である。

当審査会において、担当者の氏名等のうち、担当者の氏名、担当者の生年月日、担当者の保有資格の登録番号・登録年月日、担当者の E-mail 及び担当者の所属・職名を見分したところ、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、担当者の氏名、担当者の生年月日、担当者の保有資格の登録番号・登録年月日、担当者の E-mail 及び担当者の所属・職名は、慣行として公にされ、又は公にすることを予定されている情報ではないことから、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。さらに、同号ただし書ロからニまでに該当しないことは明らかである。

ウ 以上により、担当者の氏名、担当者の生年月日、担当者の保有資格の登録番号・登録年月日、担当者の E-mail 及び担当者の所属・職名は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

エ なお、担当者の氏名等のうち、不採用法人の担当者の業務実績、その他活動実績及び関連論文実績は、前記(3)オにおいて述べたとおり、条例第 7 条第 3 号イに該当することから、同条第 2 号該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(5) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、選定委員の氏名が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 実施機関によれば、本件業務委託に係る企画提案書評価集計表及び各委員が採点した企画採点表中の選定委員の氏名が公になると、採点した点数は開示されていることから、どの委員が何点を付けたのかが明らかになるとのことである。

当審査会において、本件業務委託に係る企画提案書評価集計表及び各委員が採点した企画採点表を確認したところ、各委員が審査項目ごとに採点した点数は開示されているが、選定委員の氏名は不開示となっており、どの委員が何点を付けたのかは分からないようになっていることが認められた。

また、実施機関によれば、どの委員が何点を付けたのかが明らかとなれば、採点結果に不満を持つ者から選定委員に対して圧力がかけられたり、干渉がなされたりするおそれがあるとのことである。

ウ これらのことから、採点した点数が公になることが前提となれば、選定委員によっては、自らが受けた率直な印象によることを避けて画一的な採点が行われることとなるおそれがあることは否定できない。

本件業務委託に係る選定は既に終了しているが、今後同種の業務委託に係る選定に対し影響を与えるおそれがあり、その結果、リニア中央新幹線対策の推進に関する施策の総合的な企画調整に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ したがって、選定委員の氏名は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 実施機関が開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定
文書1 「リニアを見据えた鉄道ネットワークの充実・強化に関する調査実施事業者選定委員会の結果について」決裁文書	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の印影、法人の所属の電話番号及び法人の所属のFAX番号 ・調査方法、整理データの詳細その他各法人のノウハウ・知見に当たる部分 ・不採用法人の名称、所在地、代表者の氏名その他不採用法人が特定される部分 	第7条第3号イ
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者の氏名、担当者の生年月日及び担当者の保有資格の登録番号・登録年月日 	第7条第2号
	<ul style="list-style-type: none"> ・選定委員の氏名 	第7条第6号
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者のE-mail及び担当者の所属・職名 ・不採用企業の担当者の業務実績、その他活動実績及び関連論文実績 	第7条第2号 第7条第3号イ
文書2 「リニアを見据えた鉄道ネットワークの充実・強化に関する調査「支出負担行為決議書」」	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の印影、見積書のうち人員計画内訳 	第7条第3号イ

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
1 . 1 0 . 2 5	諮問 (弁明書の写しを添付)
1 . 1 2 . 1 0 (第 587 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
2 . 1 . 2 4 (第 590 回審査会)	審議
2 . 2 . 1 7	答申

答申第 925 号

諮問第 1577 号

件名：特定の法人所有の特定の車両に関する事案又は交通事故等、特定の車両に関する全ての行政文書、事案又は交通事故関係全てを含む事故捜査捜索届の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 6 月 4 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、処分庁が平成 30 年 7 月 3 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

無車検無保険（無車検）事故であり当該法人の責任の有無を明確にして、任意保険関係を確認する事、第三被害者があった時の救済のため、明らかにしてもらいたい。決裁文書改ざんされた疑い。車両の一時抹消にも関係する重要な事案のため、告発する。

イ 平成 30 年 10 月 21 日付け反論書における主張

審査請求人の平成 30 年 10 月 21 日付け反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

本件、車両車検は平成 28 年 12 月 2 日に満了しており無車検、無保険車である。本件車両事故による第三被害物、第三被害者に対する救済は保険では対応されない。

本件車両事故は道路交通法違反（あてにげ）同法第 2 節第 72 条事故不届出である事から警察官もその事実の確認をした上で処理に当たった。

警察官 2 名の公判証人尋問調書では、本件車両車検は有効であったと

偽証しており警察署内端末を使い車両車検が有効であったと証言しているがこの証言は刑法第 20 章偽証であり、この偽証により当該法人又は代表者個人の名誉が毀損され侵害された（刑法第 34 章、第 230 条名誉毀損）事案であり、本件に係る全ての行政文書の開示を求める。

本件車両が無車検無保険車であった事は事実であり警察官 2 名の公判調書は偽証であり、第三被害物、被害者救済の^{ため}、全ての行政文書を開示しその救済をする必要がある。

警察官は、事故当事者に便宜をはかっておりこの目的以外警察官が裁判で偽証する必要も理由も見あたらず、なぜ偽証してまでも事故当事者に便宜をはかったのか明白にして当該法人の名誉回復と被害者、被害物の救済をすべく、行政文書開示を求める。

警察官による偽証で車検の有、無がねつぞうされ、解決がされておらず、行政文書の全ての開示によりなぜこの様な偽証をする事になったのか明白にし、事故当事者へ便宜を計ったいきさつ等明白にされるべきであり警察官の偽証により当該法人又個人としても名誉を毀損され侵害された事実をおもく受け止めて頂きたい。

以上の通り不開示決定の取り消しはそうとうである。

本件車両は無車検、無保険で事故をおこしており、警察官の偽証は事故による被害者をも侵害するものであり全ての情報開示を求める。

ウ 平成 30 年 12 月 10 日付け反論書における主張

審査請求人の平成 30 年 12 月 10 日付け反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

本件特定車両の車検証を自賠償保険証は、本件車両が無車検無保険車である証拠品として A 警察署へ原本が提出されておりこの証拠品のいんぺいがされている。

捜査にあたった警察官は当事者に便宜をはかるため公文書である車検証をいんぺいして、本件車両車検が有効だったと偽証した。

国土交通省に確認したところ、A 警察署より本件特定車両の車検の有無について端末照会がされた事実は無いとの解答を受けた。

A 警察署員による証拠いんめつ、公文書偽造同行使、偽証刑法第 230 条、第 169 条、第 158 条、第 155 条③、名誉棄損はあきらかで本件行政文書の開示はされるべきである。

本件行政文書開示請求は、A 警察署員 2 名による公判調書を証拠として、おこなっている。本件は公開裁判の場で警察官が証言した内容が偽証であったことからおこなったものであり、本件特定車両の車検の有無は、捜査に大きな違いがあり、第三被害者への弁済や第三被害物の弁済にいたるまで当事者が自費でする事になる。

本件車両所有者は国土交通省が発行した車両車検証を無車検車である証拠として提出した。

本件は警察官 2 名が公開の公判の場で本件特定車両の車検が有効であったことから証言しており、その車検の有無について、どのような方法をもちて確認したかまでを証言した、しかし警察官が証言したような方法で車検の有無の確認をおこなった事実はない事が判明した。

本件は当事者と示談がされており警察はこの事実をいんぺいしており、行政文書の全ての開示をおこない事実を明らかにする事で名誉の回復をはかっていただきたい。よって、本件請求には理由があり開示をもとめる。

本件行政文書は公開の場である公判にて警察官 2 名が宣誓した後、公判調書が作成されたものを証拠提出して警察官による偽証にあたる部分を審査請求人は証拠を持って開示をもとめているのであり、警察官が公判で証言した事が事実であれば、開示をこばむものではない。公判でどうどうと証言して調書が作成された以上、警察官として何もやましい事がない事をどうどうと証明するためにも、全ての行政文書の開示をするべき事案であり不開示決定には理由がない。

以上の通り公判にて証言した内容はすでに公にされているのであるから事実を明白にするためにも不開示決定を取り消すべきである。

全ての行政文書、パソコン等、この事案に係る全ての行政文書の開示をもとめる。

エ 平成 31 年 2 月 2 日付け反論書における主張

審査請求人の平成 31 年 2 月 2 日付け反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

本件、警察官による公文書偽造同行使等審査会へ告発する。事実を公表してもらいたい。又真実を明確にしてもらいたい。

オ 陳述書及び陳述書補足における主張

審査請求人の令和元年 5 月 23 日付け陳述書、同年 6 月 13 日付け陳述書補足及び同年 10 月 9 日付け陳述書補足並びに令和 2 年 1 月 11 日付け陳述書における主張の内容は、特定の法人が所有する特定の車両が関係した交通事故が発生し、当該車両が事故当時は無車検・無保険の状態であったとした上で、A 警察署は当該事故の届出があった際に調査した内容を隠蔽しており、さらに、事故当時車検は有効であったと警察官が偽証しているというものである。

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 事実経過

ア 行政文書開示請求書の受理

処分庁は、平成 30 年 6 月 19 日、愛知県警察本部警務部住民サービス課情報公開センターに対して審査請求人が送付した、別記に掲げる行政文書を対象とする行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を受理した。

イ 本件開示請求の対象となる行政文書

本件開示請求は、審査請求人が「勝手に持ち出され、事故をおこされた上、だましとられた」とする、特定の法人が所有する特定の車両に関して警察で取り扱った事案、交通事故等に関し、平成 28 年 12 月中及び平成 29 年 1 月中に作成され、A 警察署で保管する行政文書の開示を求めるものである。

ウ 本件開示請求に係る行政文書不開示決定

処分庁は本件開示請求に係る本件請求対象文書について、条例第 10 条の「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」に該当するとして、平成 30 年 7 月 3 日付けで行政文書不開示決定通知書により行政文書不開示決定を行った。

(2) 本件処分の理由

ア 条例第 7 条第 3 号該当性

(7) 条例第 7 条第 3 号イは、「法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報は開示しないことができると規定している。

(イ) 本件開示請求は、特定の法人が所有する特定の車両が記載されていることから、本件請求対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該法人が所有する車両が、警察において事案として取り扱われたか否かや交通事故を起こしたか否かといった情報（以下「本件情報」という。）が明らかとなるため、当該法人の信用及び社会的評価に影響を及ぼし、当該法人の名誉侵害及び社会的評価の低下につながり、当該法人の権利、競争の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第 7 条第 3 号イに該当する。また、同号ただし書には該当しない。

イ 条例第 10 条該当性

(7) 条例第 10 条は、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否するこ

とができる」と規定している。

- (イ) 本件開示請求は、上述のとおり法人名と当該法人が所有する車両を特定した上で、当該車両に係る行政文書の開示を求めるものであり、条例第 7 条第 3 号に規定する不開示情報である本件情報を開示することとなることから、条例第 10 条に該当する。

ウ 本件処分の正当性

情報公開制度は、何人に対しても、目的は問わず行政文書の開示請求を認めていることから、開示請求者本人から当該本人に関する情報の開示があった場合でも、開示請求者の属性や個人的な事情を問うことなく、開示・不開示の判断を行うこととなる。すなわち、不開示情報の該当性は、開示請求者の属性等に関わらず、当該開示請求の対象となった情報の内容によってのみ判断するものであるから、たとえ開示請求者が当該情報の関係者であったとしても、開示・不開示の判断に影響するものではない。

よって、前記ア及びイのとおり、本件請求対象文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるから、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した本件処分は適正である。

エ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、審査請求の理由において、「当該法人の責任の有無を明確にして、任意保険関係を確認する事、第三被害者があった時の救済のため」及び「車両一時抹消にも関係する重要な事案のため」と主張しているが、本件処分が適正な処分であることは前記ウのとおりであるから、上述の審査請求人の主張に理由はなく、失当であることは明らかである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、特定の法人が所有する特定の車両に関して警察で取り扱った事案、交通事故等に関し平成 28 年 12 月及び平成 29 年 1 月に作成された日報、報告書、届出書その他の行政文書であって、A 警察署で保管するものであると認められる。

(2) 条例第 10 条該当性について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第 10 条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。

例えば、個人を特定した病歴情報や特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当該個人の病歴情報の存否や試験問題の出題分野を明らかにしてしまう場合などがこれに当たる。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。

また、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、存否応答拒否をした場合は開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになり、存否応答拒否の意味をなさないことになるため、存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をすることが必要である。

この考え方に基づき、処分庁が本件請求対象文書の開示請求に対し、条例第 10 条に該当するとして、存否応答拒否による不開示としたことの適否について以下検討する。

処分庁は、本件請求対象文書の存否自体が条例第 7 条第 3 号イの規定により保護すべき情報に当たるため、条例第 10 条に該当すると決定しているため、当該情報の同号イ該当性について、以下判断する。

イ 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

本件開示請求は、特定の法人が所有する特定の車両に関して警察で取り扱った事案、交通事故等に関し、A 警察署で保管する行政文書を請求したものであり、特定の法人が所有する特定の車両に関して警察が取り扱う事案、交通事故等が発生したという事実を前提に、本件請求対象文書の開示を求めるものである。

よって、本件請求対象文書の存否を答えることは、特定の法人の所有する特定の車両に関して警察が取り扱う事案、交通事故等が発生したか否かの情報（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであ

るといえる。そして、本件存否情報が明らかになれば、当該法人の所有する車両に関して警察が取り扱う何らかの問題が生じていることが想起され、当該法人の社会的評価の低下につながることを考えると考えられる。その結果、当該法人の事業活動に支障を及ぼすおそれがあるといえ、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、本件存否情報は、条例第7条第3号イに該当する。

ウ 以上のとおり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、条例第7条第3号イに規定する不開示情報を開示することと同様の結果となることから、処分庁が条例第10条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、特定の車両による交通事故が発生したとした上で、交通事故発生当時は当該車両が無車検・無保険の状態であったにもかかわらず、車検は有効であったと警察官が偽証しているという旨の主張をしている。審査請求人が主張する内容の真偽については当審査会の判断の及ぶところではないが、真偽がいずれであったとしても、本件行政文書開示請求に対する開示又は不開示の判断とは関係しない。よって、審査請求人の主張する内容は、処分庁が本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことについての適否の判断に影響を及ぼすものではなく、その適否に関しては、前記(2)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

被害車両

有限会社 A 所有特定の車両に関する事案又は交通事故等平成 28 年 12 月 25 日より作成された A 警察署での日報、署内報告書、引き継表等、特定の車両に関する全ての行正文書 平成 28 年 12 月分 平成 29 年 1 月分で作成されたもの

事案又は交通事故関係全てをふくむ事故捜査捜索届（請求日現在 A 警察署の保管する行政文書）

尚上記車両は勝手に持ち出され事故をおこされた上、だましとられたもの。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30.10.5	諮問 (弁明書の写しを添付)
30.11.22	審査請求人からの反論書 (平成30年10月21日付け)の写しを審査庁から受理
31.1.24	審査請求人からの反論書 (平成30年12月10日付け)の写しを審査庁から受理
31.3.5	審査請求人からの反論書 (平成31年2月2日付け)の写しを審査庁から受理
1.5.28	審査請求人から陳述書 (令和元年5月23日付け)を受理
1.6.24	審査請求人から陳述書補足 (令和元年6月13日付け)を受理
1.10.11	審査請求人から陳述書補足 (令和元年10月9日付け)を受理
1.12.20 (第588回審査会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
2.1.17 (第589回審査会)	審議
2.1.20	審査請求人から陳述書 (令和2年1月11日付け)を受理
2.2.14 (第591回審査会)	審議

2. 3. 27	答申
----------	----

答申第 926 号

諮問第 1582 号

件名：特定の車両の交通事故現場又は第三被害者、第三被害物の事故捜索届が特定の警察署より愛知県警察本部へされた行政文書の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 5 月 25 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、処分庁が平成 30 年 6 月 14 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

本件法人が所有する車両は無車検無保険にて公道走行出来ない道路交通法違反事故でありこの反則行為による事故での損壊物、第三被害者等に対する責任の有無を明確にする必要があり任意保険会社への請求権やその請求や責任の有無や車両の保管状況等、明確にする必要がありこの事故について警察へ通報があった事又違反車両（無車検）である事から会社駐車場で保管していた事実を明確にする必要があるため。半田署によりシステム入力すると話があった。正確な事故現場の情報提供もできないため。

警察官、警察署長による道路交通法第十二節反則行為車両事故隠蔽、改ざんを告発するとともに、証拠（車検証書、自賠責保険）等ねつぞうして署内端末照会（公記号、偽造、不正使用等）刑法第 166 条①②又署内端末照会での結果車両車検が有効であったと偽証し刑法第 169 条は明らかである事から告発したものである。

刑法第 230 条①（車検有効の有無での警察官による偽証によって）事故当事者と会社との民事問題以前の問題で事故処理が（道路交通法違反、反則による事故）明確にされないと会社として加入していた任意保険申請手続き又は被害物、被害者等の対応などと考えると大変不安な日々を送っている。

一日も早い解決をお願いしたい。また同車両は平成 28 年 12 月 2 日車検の有効期間が満了しており同車両が勝手に持ち出され交通事故をおこしたとする事案は道路交通法第 72 条の 2 の①②によって A 警察署長が保管するもので、当事者より「交通事故に間違いありません（事故日平成 28 年 12 月 13 日）」と供述書を作成した事から同車両が道路交通法第十二節に違反して交通事故をおこした事から反則行為による交通事故として反則行為の第 126 条③警察本部長に速やかにその旨を報告しなければならない。

違反行為を警察が隠蔽してはならない。同車両が交通事故をおこした平成 28 年 12 月 13 日は車検は無効で保険も更新されておらずこの交通事故がおこった当日は道路交通法違反車両による事故で所有者とこの交通事故が無関係である事、又会社所有の同車両は物件として会社駐車場にて保管管理していた物だと云う事を明確にする必要があるため。

確実に被害物がある事から、責任の有無を明確にする必要があるため。現在も大変不安な思いである。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

無車検、無保険事故捜査終了後、第三被害物、第三被害者よりの届出があった時のためシステム入力をするむねの教示が A 警察署よりありその事実の確認をするため開示を求める。

A 警察署は署内端末で車検の有効を確認したとするがそのような事実はない。

ウ 陳述書及び陳述書補足における主張

審査請求人の令和元年 5 月 23 日付け陳述書、同年 6 月 13 日付け陳述書補足及び同年 10 月 9 日付け陳述書補足並びに令和 2 年 1 月 11 日付け陳述書における主張の内容は、特定の法人が所有する特定の車両が関係した交通事故が発生し、当該車両が事故当時は無車検・無保険の状態であったとした上で、A 警察署は当該事故の届出があった際に調査した内容を隠蔽しており、さらに、事故当時車検は有効であったと警察官が偽証しているというものである。

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 事実経過

ア 行政文書開示請求書の受理

処分庁は、平成 30 年 5 月 31 日、愛知県警察本部警務部住民サービス課情報公開センターに対して審査請求人が送付した、別記に掲げる行政文書を対象とする行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を受理した。

イ 本件開示請求の対象となる行政文書

本件開示請求書において審査請求人は、「特定の車両有限会社 A 所有」と特定した上で、その特定の車両に係る交通事故に関する情報を求めているものであり、すなわち、審査請求人は特定の法人が所有する特定の車両に係る交通事故に関して愛知県警察本部で保管する行政文書の開示を求めるものであると解される。

ウ 本件開示請求に係る行政文書不開示決定

処分庁は本件開示請求に係る本件請求対象文書について、条例第 10 条の「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」に該当するとして、平成 30 年 6 月 14 日付けで行政文書不開示決定通知により行政文書不開示決定を行った。

(2) 本件処分の理由

ア 条例第 7 条第 3 号該当性

(ア) 条例第 7 条第 3 号イは、「法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報は開示しないことができると規定している。

(イ) 本件開示請求は、特定の法人が所有する特定の車両が記載されていることから、本件請求対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該法人が所有する車両が、交通事故を起こして警察に取り扱われた否かといった情報（以下「本件法人情報」という。）が明らかとなるため、当該法人の信用及び社会的評価に影響を及ぼし、当該法人の名誉侵害及び社会的評価の低下につながり、当該法人の権利、競争の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第 7 条第 3 号イに該当する。また、同号ただし書には該当しない。

イ 条例第 10 条該当性

(ア) 条例第 10 条は、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、

当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

- (イ) 本件開示請求は、上述のとおり特定の法人が所有する車両を特定した上で、当該車両に係る交通事故に関する行政文書の開示を求めるものであり、本件請求対象文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第 7 条第 3 号に規定する不開示情報である本件法人情報を開示することとなることから、条例第 10 条に該当する。

ウ 本件処分の正当性

情報公開制度は、何人に対しても、目的は問わず行政文書の開示請求を認めていることから、開示請求者本人から当該本人に関する情報の開示があった場合でも、開示請求者の属性や個人的な事情を問うことなく、開示・不開示の判断を行うこととなる。すなわち、不開示情報の該当性は、開示請求者の属性等に関わらず、当該開示請求の対象となった情報の内容によってのみ判断するものであるから、たとえ開示請求者が当該情報の関係者であったとしても、開示・不開示の判断に影響するものではない。

よって、前記ア及びイのとおり、本件請求対象文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるから、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した本件処分は適正である。

エ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、審査請求の理由において、「この事故について警察に通報があった事又違反車両（無車検）である事から会社駐車場で保管していた事実を明確にする必要があるため」等の主張をし、本件請求対象文書の開示を求めているものであるが、本件処分が適正な処分であることは前記ウのとおりであるから、上述の審査請求人の主張に理由はなく、失当であることは明らかである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、平成 28 年 12 月に A 警察署から愛知県警察本部に送付された特定の法人が所有する特定の車両に係る交通事故に関する届出書その他の行政文書であって、愛知県警察本部で保管するものであると認められる。

(2) 条例第 10 条該当性について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第 10 条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけ

で、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。例えば、個人を特定した病歴情報や特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当該個人の病歴情報の存否や試験問題の出題分野を明らかにしてしまう場合などがこれに当たる。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。

また、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、存否応答拒否をした場合は開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになり、存否応答拒否の意味をなさないことになるため、存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をすることが必要である。

この考え方にに基づき、処分庁が本件請求対象文書の開示請求に対し、条例第 10 条に該当するとして、存否応答拒否による不開示としたことの適否について以下検討する。

処分庁は、本件請求対象文書の存否自体が条例第 7 条第 3 号イの規定により保護すべき情報に当たるため、条例第 10 条に該当すると決定しているため、当該情報の同号イ該当性について、以下判断する。

イ 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

本件開示請求は、特定の法人が所有する特定の車両に係る交通事故に関して愛知県警察本部で保管する行政文書を請求したものであり、特定の法人が所有する特定の車両に関して警察が取り扱う事案、交通事故等が発生したという事実を前提に、本件請求対象文書の開示を求めるものである。

よって、本件請求対象文書の存否を答えることは、特定の法人の所有

する特定の車両に関して警察が取り扱う事案、交通事故等が発生したか否かの情報（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであるといえる。そして、本件存否情報が明らかになれば、当該法人の所有する車両に関して警察が取り扱う何らかの問題が生じていることが想起され、当該法人の社会的評価の低下につながる事となると考えられる。その結果、当該法人の事業活動に支障を及ぼすおそれがあるといえ、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、本件存否情報は、条例第7条第3号イに該当する。

ウ 以上のとおり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、条例第7条第3号イに規定する不開示情報を開示することと同様の結果となることから、処分庁が条例第10条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、特定の車両による交通事故が発生したとした上で、交通事故発生当時は当該車両が無車検・無保険の状態であったにもかかわらず、車検は有効であったと警察官が偽証しているという旨の主張をしている。審査請求人が主張する内容の真偽については当審査会の判断の及ぶところではないが、真偽がいずれであったとしても、本件行政文書開示請求に対する開示又は不開示の判断とは関係しない。よって、審査請求人の主張する内容は、処分庁が本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことについての適否の判断に影響を及ぼすものではなく、その適否に関しては、前記(2)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

特定の車両の交通事故現場又は第3 被害者、第3 被害物の事故捜索届が A 警察署より愛知県警察本部へされた行政文書 平成 28 年 12 月（請求日現在県警察本部の保有保管するもの）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30.10.31	諮問 (弁明書の写しを添付)
31. 2. 28	審査請求人からの反論書の写しを審査庁から受理
1. 5. 28	審査請求人から陳述書 (令和元年 5 月 23 日付け) を受理
1. 6. 24	審査請求人から陳述書補足 (令和元年 6 月 13 日付け) を受理
1.10.11	審査請求人から陳述書補足 (令和元年 10 月 9 日付け) を受理
1.12.20 (第 588 回審査会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
2. 1. 17 (第 589 回審査会)	審議
2. 1. 20	審査請求人から陳述書 (令和 2 年 1 月 11 日付け) を受理
2. 2. 14 (第 591 回審査会)	審議
2. 3. 27	答申

答申第 927 号

諮問第 1585 号

件名：特定の日時、特定の電話番号より発信 110 番通報にて告発がされた、警察署刑事による民事介入事件等告発内容が記録された行政文書の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 6 月 4 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、処分庁が平成 30 年 7 月 3 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

本件車両は道路交通法違反車両事故をおこしており警察に通報があつてこの事実（無車検、無保険）を捜査した日時等明確に告発があつた内容である事を明確にする必要があるため。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

警察官は公判証人尋問において署内端末で車両保険の有無について確認したところ車両保険は有効であったと偽証しており交通事故での過失に関係する事案であり当事者が被害者又は被害物に対する弁済等に大きく左右するものですなわち民事介入にもあたる偽証である。

警察官の証言によって名誉を侵害され棄損された。

警察官による公判証人尋問での車両保険は有効だったとする偽証により事故被害者との示談も当事者は今だおこなっていないと思われるよつて 110 番へ電話があつた事案は公にされるべきものである。

事故当事者が被害物や被害者に示談した通りの弁済をするべき事案であり無車検無保険である以上当事者が弁済すべきもので、警察官による公判証人での偽証は民事介入にほかならず 110 番での通報内容による通話室でのおんせいきろく等からこの事故で警察へ行った日時等明確にしてそれをもとに事実を明白にさせ事故処理等をして被害者を救済するため本部長のした不開示決定の取り消しをもとめる。

ウ 陳述書及び陳述書補足における主張

審査請求人の令和元年 5 月 23 日付け陳述書、同年 6 月 13 日付け陳述書補足及び同年 10 月 9 日付け陳述書補足並びに令和 2 年 1 月 11 日付け陳述書における主張の内容は、特定の法人が所有する特定の車両が関係した交通事故が発生し、当該車両が事故当時は無車検・無保険の状態であったとした上で、A 警察署は当該事故の届出があった際に調査した内容を隠蔽しており、さらに、事故当時車検は有効であったと警察官が偽証しているというものである。

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 事実経過

ア 行政文書開示請求書の受理

処分庁は、平成 30 年 6 月 19 日、愛知県警察本部（以下「警察本部」という。）警務部住民サービス課情報公開センターに対して審査請求人が送付した、別記に掲げる文書を対象とする行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を受理した。

イ 本件開示請求の対象となる行政文書

本件開示請求は、特定の日時に特定の携帯電話番号から発信された 110 番通報の内容に係る行政文書の開示を求めるものであり、110 番通報の内容を記録した行政文書としては、「110 番事案表」が存在する。

愛知県警察において受信した 110 番通報は、警察本部内に所在する通信指令室で受理し、管轄警察署等に通報している。

通報を受けた管轄警察署等は事案処理を行い、その結果等を入力した行政文書が「110 番事案表」であり、事案処理した主たる警察署が当該 110 番通報に係る「110 番事案表」を作成し、保管している。

ウ 本件開示請求に係る行政文書不開示決定

処分庁は本件開示請求に係る本件請求対象文書について、条例第 10 条の「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」に該当するとして、平成 30 年 7 月 3 日付けで行政文書不開示決定通知書により行政文書不開示決定を行った。

(2) 本件処分の理由

ア 条例第7条第2号該当性

(ア) 条例第7条第2号本文該当性

a 条例第7条第2号本文は、個人情報として「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と定義しており、これを不開示情報とすることができる」と規定している。

b 本件開示請求に含まれる特定の携帯電話番号の情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文に規定する不開示情報である個人情報に該当する。

そして、特定の携帯電話番号から特定の日に 110 番通報が行われたとする事実の有無についても、同号本文に規定する不開示情報である個人情報に該当する。

(イ) 条例第7条第2号ただし書該当性

本件の個人情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イには該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

イ 条例第10条該当性

(ア) 条例第10条は、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

(イ) 本件開示請求は、特定日に特定の携帯電話番号から発信された 110 番通報の内容に係る行政文書の開示を求めるものであり、特定の日に特定の携帯電話番号から行われた 110 番通報の有無となる本件請求対象文書は、上述のとおり、不開示情報となる個人情報であり、本件請求対象文書の存否について答えることが不開示情報を開示することとなるため、条例第10条の「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」場合に該当する。

ウ 本件処分の正当性

情報公開制度は、何人に対しても、目的は問わず行政文書の開示請求を認めていることから、開示請求者本人から当該本人に関する情報の開示があった場合でも、開示請求者の属性や個人的な事情を問うことなく、開示・不開示の判断を行うこととなる。すなわち、不開示情報の該当性は、開示請求者の属性等に関わらず、当該開示請求の対象となった情報の内容によってのみ判断するものであるから、たとえ開示請求者が当該情報の関係者であったとしても、開示・不開示の判断に影響するものではない。

よって、前記ア及びイのとおり、本件請求対象文書の存否を答えるだけで、特定日時に特定の携帯電話番号からの 110 番通報内容という不開示情報を開示することになるから、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した本件処分は適正である。

エ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、車両の無車検、無保険の事実について警察に通報があり、同事実を警察が了知していることを確認するため、本件開示請求をしたものと解されるが、本件処分が適正な処分であることは前記ア、イ及びウのとおりであるから、上述の審査請求人の主張に理由はなく、失当であることは明らかである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、特定の日時に特定の携帯電話番号から発信された 110 番通報による警察署刑事による民事介入事件等の告発の内容が記録された行政文書であると認められる。

(2) 条例第 10 条該当性について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第 10 条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。例えば、個人を特定した病歴情報や特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当該個人の病歴情報の存否や試験問題の出題分野を明らかにしてしまう場合などがこれに当たる。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行

政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。

また、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、存否応答拒否をした場合は開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになり、存否応答拒否の意味をなさないことになるため、存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をすることが必要である。

この考え方にに基づき、処分庁が本件請求対象文書の開示請求に対し、条例第 10 条に該当するとして、存否応答拒否による不開示としたことの適否について以下検討する。

処分庁は、本件請求対象文書の存否自体が条例第 7 条第 2 号の規定により保護すべき情報に当たるため、条例第 10 条に該当すると決定しているため、当該情報の条例第 7 条第 2 号該当性について、以下判断する。

イ 条例第 7 条第 2 号該当性について

条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

本件開示請求は、特定の日時に特定の携帯電話番号から発信された 110 番通報による告発の内容に係るものであり、当該 110 番通報による告発が行われたことを前提に、本件請求対象文書の開示を求めるものである。

よって、本件請求対象文書の存否を答えることは、特定の日時に特定の個人から 110 番通報による告発が行われたか否かの情報（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであるといえる。したがって、本件存否情報は、条例第 7 条第 2 号本文に該当すると認められる。

また、本件存否情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イには該当せず、さらに、同号ただし書ロからニまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

ウ 以上のとおり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、条例第 7 条第 2 号に規定する不開示情報を開示することと同様の結果となることから、処分庁が条例第 10 条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、特定の車両による交通事故が発生したとした上で、交通事故発生当時は当該車両が無車検・無保険の状態であったにもかかわらず、車検は有効であったと警察官が偽証しているという旨の主張をしている。審査請求人が主張する内容の真偽については当審査会の判断の及ぶところではないが、真偽がいずれであったとしても、本件開示請求に対する開示又は不開示の判断とは関係しない。よって、審査請求人の主張する内容は、処分庁が本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことについての適否の判断に影響を及ぼすものではなく、その適否に関しては、前記(2)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

特定の日時、特定の電話番号、A 町より発信 110 番通報にて告発がされた、警察署刑事による交通事故捜査記録等の行政公文書のぬきとり改ざんによる民事介入事件等告発内容が記録された行政文書（請求日現在発生署 110 番の保管するもの）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30.11.13	諮問（弁明書の写しを添付）
30.12.11	審査請求人からの反論書の写しを審査庁から受理
1. 5. 28	審査請求人から陳述書（令和元年 5 月 23 日付け）を受理
1. 6. 24	審査請求人から陳述書補足（令和元年 6 月 13 日付け）を受理
1.10.11	審査請求人から陳述書補足（令和元年 10 月 9 日付け）を受理
1.12.20 (第 588 回審査会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
2. 1. 17 (第 589 回審査会)	審議
2. 1. 20	審査請求人から陳述書（令和 2 年 1 月 11 日付け）を受理
2. 2. 14 (第 591 回審査会)	審議
2. 3. 27	答申

答申第 928 号

諮問第 1609 号

件名：平成 29 年 5 月 17 日付け報告書等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 31 年 2 月 12 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 25 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、次のとおりである。

当該行政文書に記録された情報は、条例第 7 条第 2 号ロに該当するため。当該行政文書に記録された情報は、公にしても、事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれはなく、条例第 7 条第 6 号に該当しないため。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 特定の地番 A 上に第三者の建物が特定の地番 B の附属建物登記があるが、現在は存在せず、特定の地番 B 上に未登記建物有。

これは、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当する情報で、審査請求人は同号ただし書ロが必要な情報である。

(イ) 審査請求人は造成主、同引継者、施工者に工事前から、確認、許可、転用許可、設計図等を求めた。開示されなかった。

C 町道路管理者に相談したのが、平成 29 年 5 月 17 日付けの報告書である。

審査請求人が事務処理が行われていることを知ったのは 2017 年 12 月 25 日に建築局建築指導課、建築物安全安心グループからである。

(ウ) 設計図書の存在は、民事調停で、不作成を確認できた。

ゆえに愛知県知多建設事務所は事務処理できたのか。ゆえに条例第7条第6号は該当せず、第8条、第9条にて公益上の理由による裁量的開示を求める。

(エ) 結論 審査請求に係る行政文書の全部開示を求める。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は裁判所において、隣地の区画形質の変更、過度な形質の変更について及び建築物の築造に関して調停の申し立てを行った。

裁判所は、行政府に関して調停をしないということだったが、愛知県に行政相談をお願いしたところ全て断られ、受け付けてもらえなかった。愛知県の条例も法律と考えている。ところが、今回出てきた内容について、真っ黒に塗られているので、どの行政法によってなされたのか分からない。

調停で分かったことは、設計図書がない、それから行政法の手続をしていない。ゆえに、何が行われているのか分からない。全て開示して分かるようにしてもらいたい。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

ア 文書1について

別表の1欄に掲げる文書1（以下「文書1」という。同表の1欄に掲げる文書2以下も同様とする。）は、特定の地番に係る土地（以下「本件土地」という。）における擁壁の築造に関する通報について、平成29年5月17日にC町の関係課から愛知県知多建設事務所建築課（以下「建築課」という。）に対してなされた相談に対する対応方針に係る決裁文書である。通報とは、建築基準法等の違反に関する情報提供のことをいい、通報があったことをもって当該建築物が直ちに法令に違反しているというものではない。当該決裁文書には、標題、決裁欄、市町村名、作成者、件名、内容、土地所有者名、建築開発場所、該当法令条項等、他法令関係課、相談等要旨及び方針が記載されており、相談等要旨には情報提供された内容及びそれに対する県の対応方針が、方針には県の対応方針が記載されている。また、当該決裁文書には県の対応方針が分かる内容が記載された文書が添付されている。

文書1のうち、開示しないこととした部分は、情報提供された内容の部分及び県の対応方針が分かる部分である相談等要旨並びに県の対応方針が分かる部分である方針及び添付文書である。

イ 文書2について

文書 2 は、平成 29 年 6 月 2 日付けの建築課における本件土地に関する相談の記録を供覧した文書である。当該文書には、標題、決裁欄、応対日時、応対者及び相談記録が記載されており、相談記録には、相談内容及び県の対応方針が記載されている。また、当該供覧文書には、相談者から提出された書類一式が添付されている。

文書 2 のうち、開示しないこととした部分は、相談内容と県の対応方針が分かる部分である相談記録及び相談者から提出された書類一式である。

ウ 文書 3 について

文書 3 は、平成 29 年 9 月 19 日に建築課における本件土地に関してなされた相談に対する回答に係る決裁文書である。当該決裁文書には、標題、決裁欄、市町名、報告者、件名、相談者、事業者等、相談地、該当法令条項等、要旨、経過及び回答案が記載されており、相談者には日時及び来庁者等が、要旨には相談内容が、経過及び回答案には相談内容に対する県の対応方針が記載されている。また、当該決裁文書には、相談者から提出された書類一式が添付されている。

文書 3 のうち、開示しないこととした部分は、個人を特定できる部分である来庁者等、相談内容と県の対応方針が分かる部分である要旨、経過及び回答案並びに相談者から提出された書類一式である。

エ 文書 4 について

文書 4 は、平成 29 年 9 月 28 日に建築課における本件土地に関してなされた相談の記録に関する報告書である。当該報告書には、標題、決裁欄、市町村名、作成者、件名、内容、土地所有者名、建築開発場所、該当法令条項等及び相談等要旨が記載されている。また、内容には日時、情報提供者等の氏名、相談者等との関係及び対応者が、相談等要旨には当該案件に対する県の対応方針が記載されている。

文書 4 のうち、開示しないこととした部分は、個人を特定できる部分である内容のうち情報提供者等の氏名、相談内容と県の対応方針が分かる部分である相談等要旨である。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号本文該当性について

(ア) 本件行政文書の開示しないこととした部分のうち、個人を特定できる部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）である。

(イ) また、本件行政文書の開示しないこととした部分のうち、情報提供された内容の部分、県の対応方針が分かる部分、相談内容と県の対応方針が分かる部分及び相談者から提出された書類一式は、個人が所有

する土地である本件土地の建築物等の内容並びに当該建築物等に係る相談等の内容及び県の対応状況に関する情報が記載されており、個人の所有する土地の建築物等に係る情報であって、個人の財産に係る情報であることから、一体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

(ウ) したがって、本件行政文書の開示しないこととした部分（以下「本件不開示部分」という。）は、条例第7条第2号本文に該当する。

イ 条例第7条第2号ただし書該当性について

本件不開示部分は、個人の所有する土地に関する相談等の内容であって、慣行として公にされ又は公にされることが予定されている情報ではないことから条例第7条第2号ただし書イに該当しない。さらに、審査請求人は、本件行政文書に記載されている情報が同号ただし書ロに該当すると主張しているが、本件不開示部分について、人の生命、健康、生活又は財産を保護する利益が優越し、何人にも開示することが必要であるとすべき事情は認められないことから、同号ただし書ロに該当しない。また、本件不開示部分は、同号ただし書ハ及びニのいずれにも該当しない。

ウ よって、本件不開示部分は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

本件不開示部分は、相談者等の氏名のほか、県が行う建築指導事務に係る相談等の内容及びその内容に対する県の対応方針が詳細に記載されている。これを公にすることで、県が行う建築指導事務に係る県の対応方針が公になり、建築基準法等の違反者が指導事務の間隙を縫い、違反指導を免れることが発生し得る。さらに、県への相談等の内容が明らかになるとともに、その相談等の内容から誰が相談者等であるのかが明らかになり、これらが明らかになることが前提となれば、今後、違法と思慮される建築物等を発見した者が県への通報や相談を控え、結果として違法な建築物が見過ごされることが発生し得る。そのため、県が行う建築指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、本件不開示部分は、条例第7条第6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念の

もとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件開示請求について

本件開示請求は、特定の地番を指定して、当該土地に係る相談等が記載されている文書の開示を求めるものであり、特定の地番を指定していることから、不動産登記簿により、当該土地の所有者が判明するため、当該土地の所有者が個人である場合には、結果として当該土地の所有者という特定の個人を名指しして当該個人の個人情報の開示を求めているものと認められる。

そして、このような場合には、条例第 10 条の規定により開示請求を拒否すべきものであるといえる。

そこで、実施機関は前記 3(2) 及び(3)において本件不開示部分の不開示情報該当性について主張しているが、当審査会においては、条例第 10 条の規定による存否応答拒否をすべきであったか否かを判断するため、同条該当性について以下検討する。

(3) 条例第 10 条該当性について

ア 条例第 10 条について

行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第 10 条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。例えば、個人を特定した病歴情報や特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当該個人の病歴情報の存否や試験問題の出題分野を明らかにしてしまう場合などがこれに当たる。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。

本件開示請求は、前記(2)で述べたとおり、本件土地の所有者が個人である場合には、当該個人の個人情報の開示を求めているものと認められることから、本件開示請求に係る行政文書の存否情報が条例第 7 条第 2 号に該当するか否かを以下判断する。

イ 条例第 7 条第 2 号該当性について

条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する

情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件行政文書には、本件土地の土地所有者名として、特定の個人の氏名が記載されていることが認められた。

したがって、本件開示請求に係る行政文書の存否を答えることは、特定の個人が所有する土地について相談等があったか否かの情報（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであることから、条例第7条第2号本文に該当する情報であると認められる。

また、本件存否情報は、これを広く一般に公にする制度又は実態があるものとは認められないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められず、同号ただし書イに該当しない。また、本件存否情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために何人に対しても公にすることが必要であると認めるべき特段の事情は見当たらないことから、同号ただし書ロにも該当せず、同号ただし書ハ及びニに該当しないことは明らかである。

よって、本件存否情報は、条例第7条第2号に該当する。

以上のことから、本件開示請求に係る行政文書の存否を答えることは、条例第7条第2号の個人情報を開示することと同様の結果となることから、本来は、条例第10条の規定により、本件開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで存否応答拒否による不開示決定を行うべきであったと解される。

(4) 別表の2欄に掲げる部分を不開示としたことの妥当性について

本件開示請求について、存否応答拒否による不開示決定を行うべきであったことについては前記(3)で述べたとおりであるが、実施機関は、本件行政文書を特定して行政文書一部開示決定を行っていることから、本件行政文書が存在することが明らかとなっている。

このような場合においては、当該行政文書一部開示決定を取り消して、改めて存否応答拒否による不開示決定を行う意味はない。

一方で、実施機関が別表の2欄に掲げる部分を不開示としたことの妥当性については、前述のとおり本件開示請求に対しては存否応答拒否による不開示決定を行うべきであったことからすれば、当審査会において実施機関が不開示とした部分を開示すべきとの判断をすることはできないことから、実施機関が同欄に掲げる部分を不開示としたことは、結論において妥当であるといわざるを得ない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分
文書 1 平成 29 年 5 月 17 日付け報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供された内容の部分 ・ 県の対応方針が分かる部分
文書 2 平成 29 年 6 月 2 日付け相談記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談内容と県の対応方針が分かる部分 ・ 相談者から提出された書類一式
文書 3 平成 29 年 9 月 19 日付け報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人を特定できる部分 ・ 相談内容と県の対応方針が分かる部分 ・ 相談者から提出された書類一式
文書 4 平成 29 年 9 月 28 日付け報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人を特定できる部分 ・ 相談内容と県の対応方針が分かる部分

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
1 . 1 1 . 2 7	諮問 (弁明書の写しを添付)
1 . 1 2 . 2 7	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
2 . 1 . 2 4 (第 590 回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
2 . 2 . 2 7 (第 592 回審査会)	審議
2 . 3 . 2 7	答申

答申第 929 号

諮問第 1610 号

件名：平成 30 年 9 月 1 日付けで提出された書類の不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、「平成 30 年 9 月 1 日付けで提出された書類」（以下「本件行政文書」という。）の不開示決定において、本件行政文書を不開示としたことは、結論において妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 31 年 2 月 12 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 25 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、次のとおりである。

当該行政文書に記録された情報は、条例第 7 条第 2 号ロに該当するため。当該行政文書に記録された情報は、公にしても、事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれはなく、条例第 7 条第 6 号に該当しないため。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 特定の地番 A 上に第三者の建物が特定の地番 B の附属建物登記があるが、現在は存在せず、特定の地番 B 上に未登記建物有。

これは、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当する情報で、審査請求人は同号ただし書ロが必要な情報である。

(イ) 審査請求人は造成主、同引継者、施工者に工事前から、確認、許可、転用許可、設計図等を求めた。開示されなかった。

C 町道路管理者に相談したのが、平成 29 年 5 月 17 日付けの報告書である。

審査請求人が事務処理が行われていることを知ったのは 2017 年 12 月 25 日に建築局建築指導課、建築物安全安心グループからである。

(ウ) 設計図書の存在は、民事調停で、不作成を確認できた。

ゆえに愛知県知多建設事務所は事務処理できたのか。ゆえに条例第7条第6号は該当せず、第8条、第9条にて公益上の理由による裁量的開示を求める。

(エ) 結論 審査請求に係る行政文書の全部開示を求める。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は裁判所において、隣地の区画形質の変更、過度な形質の変更について及び建築物の築造に関して調停の申し立てを行った。

裁判所は、行政府に関して調停をしないということだったが、愛知県に行政相談をお願いしたところ全て断られ、受け付けてもらえなかった。愛知県の条例も法律と考えている。ところが、今回出てきた内容について、真っ黒に塗られているので、どの行政法によってなされたのか分からない。

調停で分かったことは、設計図書がない、それから行政法の手続をしていない。ゆえに、何が行われているのか分からない。全て開示して分かるようにしてもらいたい。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の地番に係る土地（以下「本件土地」という。）について、平成30年9月1日付けで愛知県知多建設事務所建築課へ提出された書類である。当該書類には当該土地の建築物等に関する情報が記載されている。また、余白には当該建築物等に係る県の対応方針について記載されている。

(2) 条例第7条第2号該当性について

本件行政文書は、個人が所有する土地の建築物等の内容及び当該建築物等に係る県の対応状況に関する情報が記載されており、個人の所有する土地の建築物等に係る情報であって、個人の財産に係る情報であることから、一体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

したがって、本件行政文書は、条例第7条第2号本文に該当する。

また、本件行政文書は、個人の所有する土地に関する相談等の内容であって、慣行として公にされ又は公にされることが予定されている情報ではないことから条例第7条第2号ただし書イに該当しない。さらに、審査請求人は、本件行政文書が同号ただし書ロに該当すると主張しているが、本

件行政文書について、人の生命、健康、生活又は財産を保護する利益が優越し、何人にも開示することが必要であるとすべき事情は認められないことから、同号ただし書口に該当しない。また、本件行政文書は、同号のただし書ハ及びニのいずれにも該当しない。

よって、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

本件行政文書は、県が行う建築指導事務に係る相談等の内容及びその内容に対する県の対応方針が詳細に記載されている。これを公にすることで、県が行う建築指導事務に係る対応方針が公になり、建築基準法等の違反者が指導事務の間隙を縫い、違反指導を免れることが発生し得る。さらに、県への相談等の内容が明らかになるとともにその相談等の内容から誰が相談者等であるのかが明らかになり、これらが明らかになることが前提となれば、今後、違法と思慮される建築物等を発見した者が県への通報や相談を控え、結果として違法な建築物が見過ごされることが発生し得る。そのため、県が行う建築指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件開示請求について

本件開示請求は、特定の地番を指定して、当該土地に係る相談等が記載されている文書の開示を求めるものであり、特定の地番を指定していることから、不動産登記簿により、当該土地の所有者が判明するため、当該土地の所有者が個人である場合には、結果として当該土地の所有者という特定の個人を名指しして当該個人の個人情報の開示を求めているものと認められる。

そして、このような場合には、条例第10条の規定により開示請求を拒否すべきものであるといえる。

そこで、実施機関は前記3(2)及び(3)において本件行政文書の不開示情報該当性について主張しているが、当審査会においては、条例第10条の

規定による存否応答拒否をすべきであったか否かを判断するため、同条該当性について以下検討する。

(3) 条例第 10 条該当性について

ア 条例第 10 条について

行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第 10 条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。例えば、個人を特定した病歴情報や特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当該個人の病歴情報の存否や試験問題の出題分野を明らかにしてしまう場合などがこれに当たる。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。

本件開示請求は、前記(2)で述べたとおり、本件土地の所有者が個人である場合には、当該個人の個人情報の開示を求めているものと認められることから、本件開示請求に係る行政文書の存否情報が条例第 7 条第 2 号に該当するか否かを以下判断する。

イ 条例第 7 条第 2 号該当性について

条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件土地は特定の個人が所有する土地であることが認められた。

したがって、本件開示請求に係る行政文書の存否を答えることは、特定の個人が所有する土地について相談等があったか否かの情報（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する情報であると認められる。

また、本件存否情報は、これを広く一般に公にする制度又は実態があるものとは認められないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められず、同号ただし書イに該当しない。また、本件存否情報が、人の生命、健康、生活又は財産

を保護するために何人に対しても公にすることが必要であると認めるべき特段の事情は見当たらないことから、同号ただし書ロにも該当せず、同号ただし書ハ及びニに該当しないことは明らかである。

よって、本件存否情報は、条例第7条第2号に該当する。

以上のことから、本件開示請求に係る行政文書の存否を答えることは、条例第7条第2号の個人情報を開示することと同様の結果となることから、本来は、条例第10条の規定により、本件開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで存否応答拒否による不開示決定を行うべきであったと解される。

(4) 本件行政文書を不開示としたことの妥当性について

本件開示請求について、存否応答拒否による不開示決定を行うべきであったことについては前記(3)で述べたとおりであるが、実施機関は、本件行政文書を特定して行政文書不開示決定を行っていることから、本件行政文書が存在することが明らかとなっている。

このような場合においては、当該行政文書不開示決定を取り消して、改めて存否応答拒否による不開示決定を行う意味はない。

一方で、実施機関が本件行政文書を不開示としたことの妥当性については、前述のとおり本件開示請求に対しては存否応答拒否による不開示決定を行うべきであったことからすれば、当審査会において実施機関が不開示とした部分を開示すべきとの判断をすることはできないことから、実施機関が本件行政文書を不開示としたことは、結論において妥当であるといわざるを得ない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
1 . 1 1 . 2 7	諮問 (弁明書の写しを添付)
1 . 1 2 . 2 7	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
2 . 1 . 2 4 (第 590 回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
2 . 2 . 2 7 (第 592 回審査会)	審議
2 . 3 . 2 7	答申

答申第 930 号

諮問第 1612 号

件名：愛知県大規模展示場建設工事に係る契約書等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 2 月 15 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が平成 30 年 3 月 30 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、次のとおりである。

部分非開示処分は違法不当であり、公契約の公開の原則及び憲法に定められた「知る権利」の侵害に当る。

公文書は原則公開であり、当該建築物の規模、価格から、公正である事の説明責任を果す上では、本件部分非開示は不当、違法であり、行政の公正、公平性は保てない。直ちに全面開示を求める。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

ア 契約書及び変更契約書（文書 1 から文書 5 まで）

文書 1 は発注者である愛知県と、請負者である株式会社 A（以下「本件事業者」という。）との間で平成 28 年 12 月 21 日に締結した「愛知県大規模展示場建設工事」（以下「本件工事」という。）の請負契約（以下「本件請負契約」という。）に係る当初の契約書であり、文書 2 から文書 5 までは当初の契約の後 4 度にわたって締結した変更契約に係る契約書である。これらの契約書には本件請負契約の契約条項が記載されており、知事の印及び本件事業者の法人印が押印されている。

文書 1 は、契約書本体の他、実施設計・施工工事請負契約約款、情報セキュリティに関する特約条項、建築物に係る新築工事等の場合の特記

事項、入札説明書、補足説明書、オープンブック実施細則、要求水準書及び技術提案（同図面集含む）から構成されている。このうち、技術提案（同図面集含む）は、本件請負契約の契約者を選定するに当たり本件事業者から提案書として提出された書面であり、技術提案及び添付された図面集からなる。当該書面は、入札説明書の定めに基づき、原則、技術提案のとおり施工する必要があることから契約書に含まれているものである。

文書 1 のうち技術提案は、「事業実施にあたっての取組方針及び基本設計業務、実施設計工事施工等業務の実施方針並びに各方針の具現化策」、「現場代理人及び管理技術者、監理技術者の役割の明確化と、事業推進のためのマネジメントの実施方法、並びに基本設計段階、実施設計工事施工段階における、体制及びその特徴」、「要求条件・技術提案を設計及び工事施工に確実に反映させるための提案」及び「基本設計業務費及び実施設計工事施工費等の考え方」といった項目からなり、愛知県が設定した課題に対する本件事業者からの具体的な提案として、本件事業者の具体的手法、技術的根拠及び標準的な案に対する優位性並びにその根拠を示した内容が、愛知県の示した様式を基に、本件事業者独自の図表、フロー図、グラフ、イメージ図等を用いて作成されている。また、技術提案に添付された図面集は、愛知県大規模展示場について本件事業者が提案する施設計画及び当該施設計画に基づく各種図面、イメージパース等で構成されている。

イ 事業費内訳明細書（文書 6）

文書 6 は、本件請負契約で定められた要求水準書に基づき、コストプラスフィー方式（施工のために費やした実費に、あらかじめ定めた手数料としての報酬を加えて支払う契約方式）によるコスト管理を行うために本件事業者から提出されたものである。表紙には本件事業者の名古屋支店長の氏名が記載されているとともに、法人印が押印されており、内訳の明細書には本件請負契約の実実施設計業務及び工事施工に係る事業費の内訳として、名称及び摘要並びにそれらに係る単位、数量、単価、金額及び備考が記載されている。

ウ 契約図（文書 7 から文書 9 まで）

文書 7 から文書 9 までは、本件請負契約で定められた要求水準書に基づき、本件事業者から提出された設計図であって、建築に係るもの、構造に係るもの及び設備に係るものの 3 件の文書である。契約図は、本件工事に係る施設及び設備の仕様、各種図面等から構成されており、各ページに建築士法第 20 条に基づく設計者の表示、作成日付、発行日付、承認者及び担当者の氏名等が記載されているとともに、承認者の個人の印が押印されている。

エ 工事監理報告書（文書 10 から文書 14 まで）

文書 10 から文書 14 までは、建築工事監理業務委託特記仕様書に基づき、本件工事の監理の状況を県に報告するため、工事監理者から各月ごとに提出された平成 29 年 9 月分から平成 30 年 1 月分までの 5 件の報告書である。工事監理報告書は、鑑文、本件工事に係る工事報告、工事月報、工事施工図、工事の進捗状況を記録した工事写真等で構成されており、各月ごとの工事の進捗状況が記載されているほか、監理（主任）技術者、現場代理人等の一級建築士の印が押印された部分があり、工事写真の中には工事に携わっている者の個人の氏名及び顔が写っている部分がある。

オ 工事下請負届（文書 15）

文書 15 は、実施設計・施工工事請負契約約款第 7 条第 1 項に基づく本件工事における下請負に関する届出のため本件事業者から提出された文書である。当該文書は、鑑文及び下請負の内訳の構成図から構成されており、本件工事に当たって元請業者である本件事業者が契約した下請業者の内訳として、各下請業者の名称及び代表者氏名、施工部分の内容、下請負代金額、予定工期等の情報が記載されている。また、鑑文には本件事業者の法人印が押印されている。

カ 工程表（文書 16）

文書 16 は、実施設計・施工工事請負契約約款第 3 条第 1 項に基づき本件事業者から提出された文書である。当該文書は、鑑文及び全体工程表から構成されており、本件工事の実施設計、施工等に係るスケジュールが記載されている。また、鑑文には本件事業者の法人印が押印されている。

キ 開示しないこととした部分について

前記アからカまでの本件行政文書について、別表の 2 欄に掲げる部分を同表の 3 欄に掲げる規定に基づき開示しないこととした。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件一部開示決定において条例第 7 条第 2 号に該当するとして不開示とした個人の印影、個人の氏名及び工事写真の個人の顔については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとして不開示としたものである。

これらの部分は、一般に公にすることが予定されていない情報であることから条例第 7 条第 2 号ただし書イには該当せず、これらの部分に係る個人は、本件事業者及び本件工事に係る下請業者の従業員であって公務員等ではないことから同号ただし書ハには該当しない。また、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。よって、これらの部分は、条例

第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 法人の印影及び一級建築士の印影について

本件行政文書において条例第7条第3号イに該当するとして不開示とした印影は、本件工事の請負者である本件事業者及び業として建築士を営んでいる者が契約上用いている印影であって、これらの者において、印影を不特定多数の者に広く一般に公表しているとは認められないことから、これらの者の内部管理に関する情報であり、公開するとこれらの者の利益を害することとなる。

イ 技術提案（同図面集含む）における構成・レイアウト・内容がわかる部分について

技術提案及び技術提案に添付された図面集については、本件工事の提案に当たり、提案者である本件事業者がこれまでの事業活動の中で築いてきた知見に基づき作成したものであることから、これらの知見に基づき作成された部分が公になると、競合他社に模倣され、優位性が失われることによって提案者の今後の工事受注に不利益を及ぼすおそれがある。また、提案資料の構成やレイアウトといった表現方法についても提案者独自のものであり、これが公になることにより競合他社に模倣される可能性があることから、提案者である本件事業者の競争上の地位を害するおそれがある。

また、入札説明書において、技術提案の内容については、原則として公表しないこととしており、提案者としては技術提案の段階で公表されることを予定していないものである点も考慮した。

なお、既に公にされている内容については本件事業者の競争上の地位を害するおそれはなく、不開示とする理由はないため、インターネット上のウェブサイト、パンフレット、記者発表の資料等で明らかとなっている部分については、開示することとした。

ウ 事業費内訳明細書の単価・金額について

事業費内訳明細書に記載された単価は、提案者である本件事業者が専門業者への支払予定額を基に項目・数量・単価を想定し作成しており、本件事業者がこれまで携わってきた各種工事において長年培ってきた知見に基づき積算したものである。また、単価と併せて金額を不開示としたのは、併記されている数量を開示していることにより、金額を数量で割ることによって単価を算出することが可能となるためである。

なお、本件工事はオープンブック方式（工事に係る透明性、公明性を確保するため、工事費用を請負者に支払う過程において、支払金額とその対価の公正さを明らかにするため、請負者が発注者及び発注者以外の第三者にコストに関する情報を開示する方式）を採用しているが、これ

らの単価は、本件請負契約で定められたオープンブック実施細則における「専門業者への支払金額の構成単価」及び「資機材納入業者等への支払金額の構成単価」に当たり、発注者である愛知県以外の「第三者に対しては非開示とするもの」として定めた情報に該当する。

よって、これらの単価を公にすることは、本件事業者の知見の不当な流出を招き、競争上の地位を害するおそれがあるため不開示としたものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件請負契約の契約書、本件工事に係る事業費内訳明細書及び工事監理報告書等の文書である。その構成及び記載内容は、前記 3(1)において実施機関が説明するとおりであると認められ、契約書には本件請負契約の契約者を選定するに当たり本件事業者から提案書として提出された技術提案及び図面集が添付されている。

実施機関は、別表の 2 欄に掲げる部分を同表の 3 欄に掲げる規定に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書きから二までのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、個人の印影、個人の氏名及び工事写真の個人の顔の同号該当性について、以下検討する。

イ 個人の印影、個人の氏名及び工事写真の個人の顔は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

また、個人の印影、個人の氏名及び工事写真の個人の顔は、慣行として公にされ、又は公にすることを予定されている情報ではないことから、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。さらに、同号ただし書ロからニまでに該当しないことは明らかである。

ウ 以上により、個人の印影、個人の氏名及び工事写真の個人の顔は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、本件行政文書において実施機関が同号イに該当するとして不開示とした部分の同号イ該当性について、以下検討する。

イ 法人の印影及び一級建築士の印影について

当審査会において法人の印影及び一級建築士の印影を見分したところ、これらの印影は、本件請負契約に係る契約書又は工事監理報告書に押印されたものであり、これらの印影は、これが押印された書類等の記載事項の内容が真正であることを示す認証的機能を有する性質のものであると認められる。

そのため、これらの印影を公にすることにより、印影が偽造され悪用されることが考えられるなど、これらの者の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、法人の印影及び一級建築士の印影は、条例第7条第3号イに該当する。

ウ 技術提案（同図面集含む）における構成・レイアウト・内容がわかる部分について

実施機関によれば、技術提案（同図面集含む）における構成・レイア

ウト・内容がわかる部分（以下「技術提案部分」という。）は、本件工事の提案に当たり、提案者である本件事業者がこれまでの事業活動の中で築いてきた知見に基づき作成したものであるとのことである。

当審査会において技術提案部分を見分したところ、その内容は、本件工事における本件事業者からの技術的な提案として愛知県大規模展示場の設計及び施工、性能・機能に関する事項への対応等について本件事業者が提案する具体的な手法及び技術的な根拠並びに本件事業者の優位性及びその根拠が記載されている部分、本件事業者の提案内容に係る図面等であり、作成に当たって本件事業者独自の図表、フロー図、グラフ、イメージ図等が用いられていることから、技術提案部分は、本件事業者のノウハウに当たることが認められる。

よって、技術提案部分を公にした場合、本件事業者のノウハウが他の法人等に知られることにより、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、技術提案部分は、条例第7条第3号イに該当する。

エ 事業費内訳明細書の単価・金額について

実施機関によれば、事業費内訳明細書に記載された単価は、提案者である本件事業者が専門業者への支払予定額を基に項目・数量・単価を想定し作成しており、本件事業者がこれまで携わってきた各種工事において長年培ってきた知見に基づき積算したものであるとのことである。

当審査会において実施機関が不開示とした事業費内訳明細書の単価・金額を見分したところ、当該部分には、個別の詳細な工事の項目ごとの本件事業者による積算の単価及び当該単価と数量とを掛け合わせて算出した金額が記載されていることが認められた。

よって、事業費内訳明細書の単価・金額を公にした場合、本件事業者独自の個別の項目ごとに算出した積算の単価が明らかとなり、本件事業者のノウハウ等が他の法人等に知られることにより、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、事業費内訳明細書の単価・金額は、条例第7条第3号イに該当する。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定
文書 1 契約書（平成 28 年 12 月 21 日付）	法人の印影及び技術提案（同図面集含む）における構成・レイアウト・内容がわかる部分	第 7 条第 3 号イ
文書 2 変更契約書（平成 29 年 4 月 3 日付）	法人の印影	第 7 条第 3 号イ
文書 3 変更契約書（平成 29 年 6 月 2 日付）	法人の印影	第 7 条第 3 号イ
文書 4 変更契約書（平成 29 年 8 月 31 日付）	法人の印影	第 7 条第 3 号イ
文書 5 変更契約書（平成 29 年 10 月 17 日付）	法人の印影	第 7 条第 3 号イ
文書 6 事業費内訳明細書	法人の印影及び事業費内訳明細書の単価・金額	第 7 条第 3 号イ
文書 7 契約図（建築）	個人の印影及び個人の氏名	第 7 条第 2 号
文書 8 契約図（構造）	個人の印影及び個人の氏名	第 7 条第 2 号
文書 9 契約図（設備）	個人の印影及び個人の氏名	第 7 条第 2 号
文書 10 工事監理報告書（平成 29 年 9 月度）	個人の氏名及び工事写真の個人の顔	第 7 条第 2 号
	一級建築士の印影	第 7 条第 3 号イ
文書 11 工事監理報告書（平成 29 年 10 月度）	個人の氏名及び工事写真の個人の顔	第 7 条第 2 号
	一級建築士の印影	第 7 条第 3 号イ
文書 12 工事監理報告書（平成 29 年 11 月度）	個人の氏名及び工事写真の個人の顔	第 7 条第 2 号
	一級建築士の印影	第 7 条第 3 号イ

文書 13 工事監理報告書（平成 29 年 12 月度）	個人の氏名及び工事写真の個人の顔	第 7 条第 2 号
	一級建築士の印影	第 7 条第 3 号イ
文書 14 工事監理報告書（平成 30 年 1 月度）	個人の氏名及び工事写真の個人の顔	第 7 条第 2 号
	一級建築士の印影	第 7 条第 3 号イ
文書 15 工事下請負届	法人の印影	第 7 条第 3 号イ
文書 16 工程表	法人の印影	第 7 条第 3 号イ

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
1 . 1 2 . 2	諮問 (弁明書の写しを添付)
2 . 1 . 1 7 (第 589 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
2 . 2 . 1 4 (第 591 回審査会)	審議
2 . 3 . 2 7	答申